

第3期光市地域福祉計画・
光市地域福祉活動計画

平成29年3月

光市

光市社会福祉協議会

目 次

第Ⅰ部 共通編

第1章 計画の策定にあたって

第1	計画策定の背景	1
第2	計画の位置付け	2
第3	計画の視点	5
第4	計画の期間	6
第5	計画の策定体制	7

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第1	人口等の推移	9
第2	地域福祉を支える人材等の状況	15
第3	第2期計画の成果・課題	16
第4	市民アンケート結果から見る地域の課題	18

第3章 計画の基本的な考え方

第1	基本理念	21
第2	基本目標	22
	計画の体系	23

第4章 計画の推進と評価

第1	計画の推進	25
第2	それぞれの役割	27
第3	計画の進行管理	29

第Ⅱ部 計画編

第1章	光市地域福祉計画（施策の展開）	31
-----	-----------------	----

第2章	光市地域福祉活動計画（施策の展開）	47
-----	-------------------	----

第I部

共 通 編

第1章 計画の策定にあたって

第1 計画策定の背景

少子高齢化、核家族化の急速な進展と個人のライフスタイルや価値観等の多様化などにより、家族や地域における、ふれあいや助け合い、つながりが希薄化し、地域や家庭で支え合う力が弱っていることが懸念されています。

こうした中、平成12年、社会福祉法が全面改正され、地域福祉の推進が法的に明記されました。

本市では、平成19年3月に光市地域福祉計画、平成24年3月に光市社会福祉協議会との協働により「第2期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」を策定し、国の動向や地域の実情をふまえた取り組みを推進してきました。

今後も一人暮らし高齢者の増加や核家族化の進行、孤独死や児童虐待、認知症高齢者や障害のある人の権利擁護問題など、福祉課題は複雑多様化の傾向にあり、既存の制度や公的サービスだけでは解決できない地域の課題に対し、地域住民や関係団体、事業者等が行政とも連携しながら解決する仕組みをつくることが重要になっています。

こうした様々な地域の福祉課題に対応するため、第2期計画の基本的な考え方を継承し、地域福祉を推進していくために新たな計画を策定するものです。

第2 計画の位置付け

1 地域福祉とは

国が設置した社会保障審議会福祉部会では、「福祉」とは、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢に関わらず、安心してその人らしい生活が送れるよう支援することとされ、また、「地域福祉」とは、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしい生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉とされています。

地域福祉を推進するためには、医療、介護など社会保障制度に基づく公的なサービスの充実を前提に、地域住民や民間事業所を含む地域の社会福祉関係者が、お互いに支え合い、助け合いながら、誰もがそれぞれの個性を活かし、地域の一員として生活を送ることができるよう、「自助」や「互助」の役割を果たすことが重要となります。

2 地域福祉計画とは

地域福祉を推進するため、人と人とのつながりを基本として、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるための福祉コミュニティの形成を目指し、自助・互助・共助・公助の役割分担の下、住民同士の助け合いや地域による支え合いの仕組みづくりを推進し、福祉課題の解決に向け、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方向性を示すため、社会福祉法第107条の規定に基づき市が策定する計画です。

なお、本計画策定にあたり、「自助・互助・共助・公助」については、下記のとおり定義します。

自助	自分でできることを自分でする、自らの健康管理（セルフケア）など
互助	インフォーマルな相互扶助（ボランティア活動、住民組織の活動など）
共助	社会保険のような制度化された相互扶助（介護保険制度及びサービスなど）
公助	公費を財源とした公的な福祉サービス（生活保護など）

参考) 平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書

※社会福祉法第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 地域福祉活動計画とは

地域における様々な福祉課題の解決に向け、住民や関係団体等と連携・協力しながら地域での福祉活動を進めていくために、地域福祉計画との整合を図り、社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進役となる民間の活動（行動）計画です。

※社会福祉協議会とは

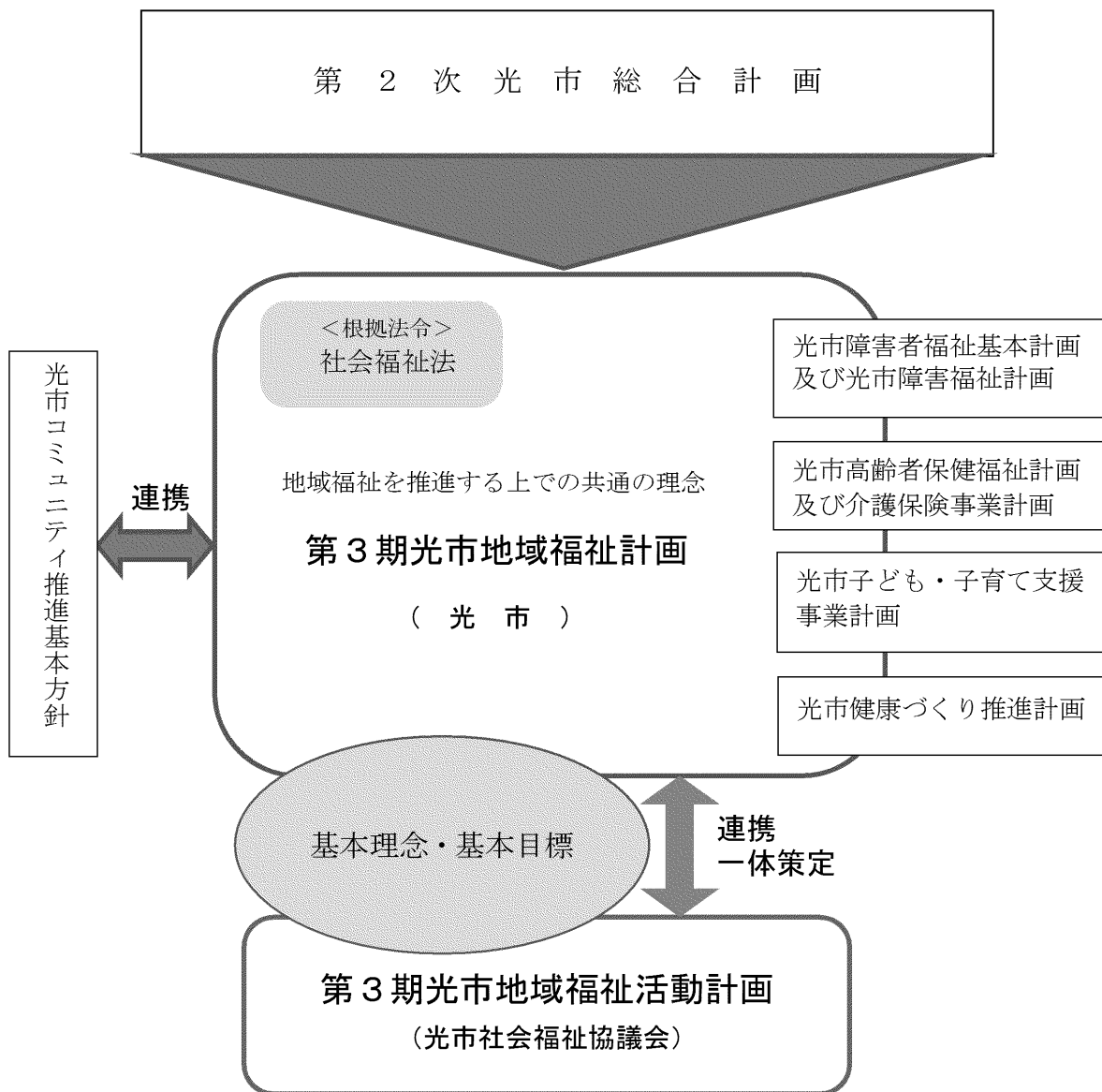
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるため、地域住民やボランティア、福祉・医療等の関係機関と協力しながら、地域の特性を踏まえ、創意工夫をこらした独自の活動に取り組む民間組織です。

4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

市が策定する地域福祉の推進のための理念や方向性を示す「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定し、それを実行する住民活動の在り方を示す「地域福祉活動計画」は、いずれも地域福祉の推進を目的とした計画であり、共通の基本理念及び目標のもと、一体的に策定・推進することで、行政と社会福祉協議会の役割がより明確化され、連携を図るとともに、両計画を基礎として地域福祉を推進する支援体制づくりを効果的に進めます。

5 関係計画との整合性

本計画は、市の最上位計画である「第2次光市総合計画」を上位計画として、障害のある人、高齢者、子ども、健康等福祉保健分野における各個別計画及び地域づくりの指針として策定された「光市コミュニティ推進基本方針」との整合を図りながら、地域福祉を総合的に推進するための計画とします。



第3 計画の視点

第3期の「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、本市の特徴を踏まえ、次の視点をもって策定します。

1 3つの都市宣言

本市の特徴である「おっぱい都市宣言」、「安全安心都市宣言」、「自然敬愛都市宣言」の理念に沿って地域福祉を推進します。

(1) おっぱい都市宣言

すべての人が心豊かに育つまちづくり

(2) 安全安心都市宣言

支え合い助け合い思いやりの精神に満ちた社会

(3) 自然敬愛都市宣言

美しく すばらしい自然を次世代へ

自然と人が共生できる社会の実現と地域環境力の向上

2 地域における「互助」の取組みの推進

行政や公的機関による公費を財源とした公的な福祉サービスである「公助」や社会保険のような制度化された「共助」の充実を前提に、自分でできることを自分でする「自助」をはじめ、家族や知人、身近な人による自発的でインフォーマルな助け合い・支え合い、地域住民が行う地域活動（自治会活動等）や団体が協働で行う地域活動、ボランティア活動など地域の助け合い・支え合いである「互助」の取組みを推進し、地域福祉の充実を図ります。

第4 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて内容の見直しを行います。

<各計画の期間>

年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
光市総合計画	→	→	→	→	→	→	■	■	■	■	■	→
光市地域福祉計画	→	→	→	→	→	→	■	■	■	■	■	→
光市地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	→	→	→	→	→	→	■	■	■	■	■	→
光市障害者福祉基本計画 及び光市障害福祉計画	→	→	■	■	■	→	■	■	■	■	■	→
光市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	→	→	■	■	■	→	■	■	■	■	■	→
光市子ども・子育て支援 事業計画	→	→	→	→	→	→	■	■	■	■	■	→
光市健康づくり推進計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	■
光市コミュニティ推進基 本方針	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

※点線は予定

第5 計画の策定体制

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、市と地域福祉の推進役である市社会福祉協議会と連携し、市民の代表等で構成した計画策定市民懇話会や市民アンケート等により、市民等の意見を反映して策定しました。

1 計画策定市民懇話会

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定するにあたり、地域福祉に関わる様々な分野からの意見を計画に反映するため、「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定市民懇話会」を設置しました。

計画策定市民懇話会は、学識経験者、地区コミュニティ関係者、連合自治会関係者、ボランティア関係者、地域活動関係者及び公募委員の22名で構成しています。

2 市民アンケート

地域福祉に関する市民の意識と実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、平成28年3月に市民アンケートを実施しました。

調査対象 : 18歳以上の光市民2,000人

抽出方法 : 無作為抽出法(年齢、性別、地区のバランスを考慮)

調査方法 : 郵送によるアンケートの配布・回収

回答者 : 867人

回答率 : 43.4%

3 パブリックコメント

市民からの意見・提言を収集し、計画策定に反映するため、平成28年12月にパブリックコメントを実施しました。(提出件数: 0件)

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

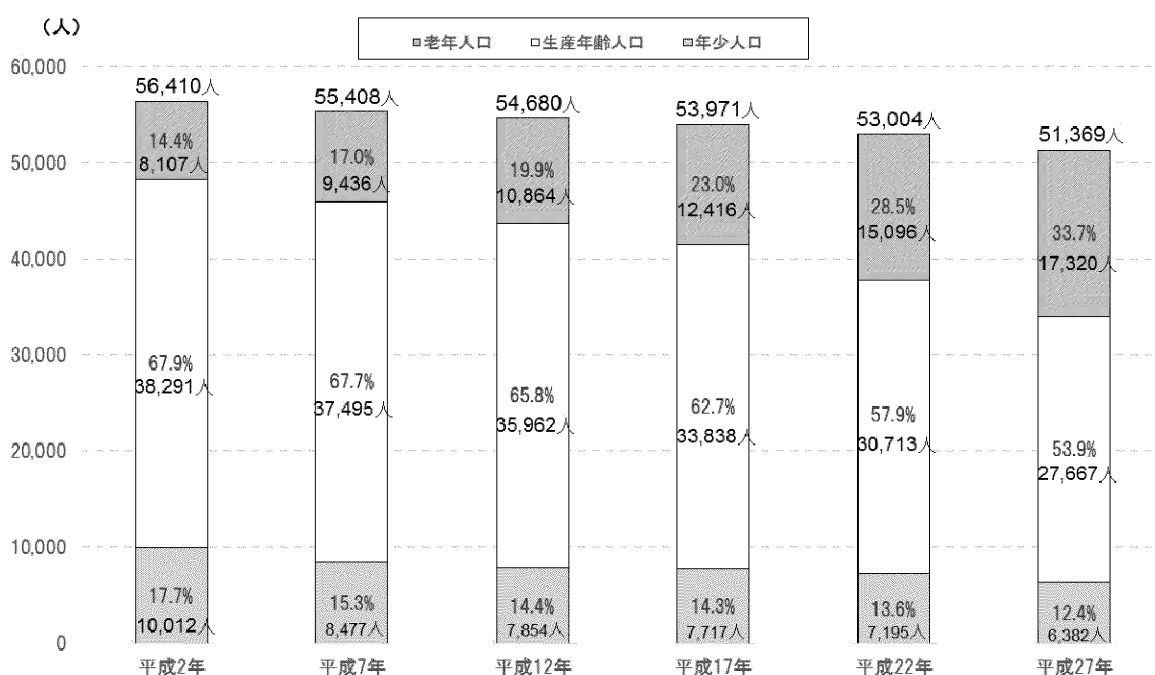
第1 人口等の推移

1 人口の状況

平成27年の国勢調査での本市の総人口は、51,369人で、この25年間で5,041人減少しています。また、年齢層別に比較すると、総人口に占める年少人口・生産年齢人口の割合は年々減少しており、老年人口の占める割合が急激に増加し、全体の33.7%を占めています。今後も引き続き少子高齢化が進行すると予想されます。

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	56,410人	55,408人	54,680人	53,971人	53,004人	51,369人
年少人口 (15歳未満)	10,012人 (17.7%)	8,477人 (15.3%)	7,854人 (14.4%)	7,717人 (14.3%)	7,195人 (13.6%)	6,382人 (12.4%)
生産年齢人口 (15～64歳)	38,291人 (67.9%)	37,495人 (67.7%)	35,962人 (65.8%)	33,838人 (62.7%)	30,713人 (57.9%)	27,667人 (53.9%)
老年人口 (65歳以上)	8,107人 (14.4%)	9,436人 (17.0%)	10,864人 (19.9%)	12,416人 (23.0%)	15,096人 (28.5%)	17,320人 (33.7%)

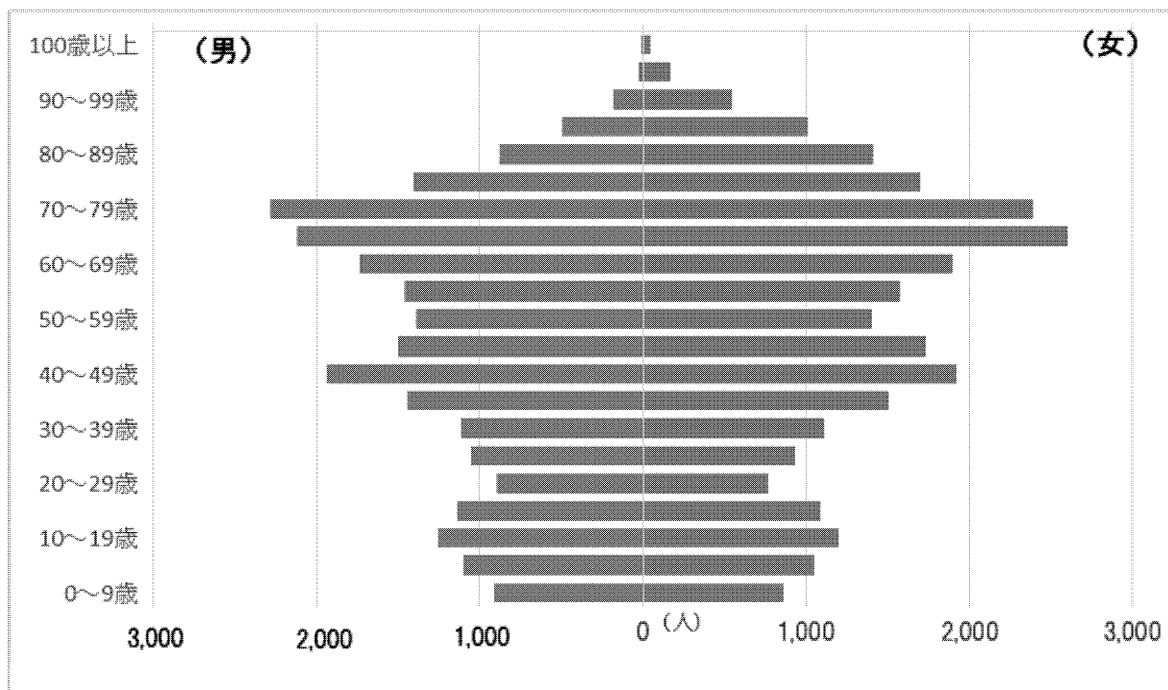
出典：国勢調査



資料：平成2年～平成27年までの国勢調査

※平成2・22・27年は年齢不詳を案分して算定

平成 27 年国勢調査年齢別男女別人口構成



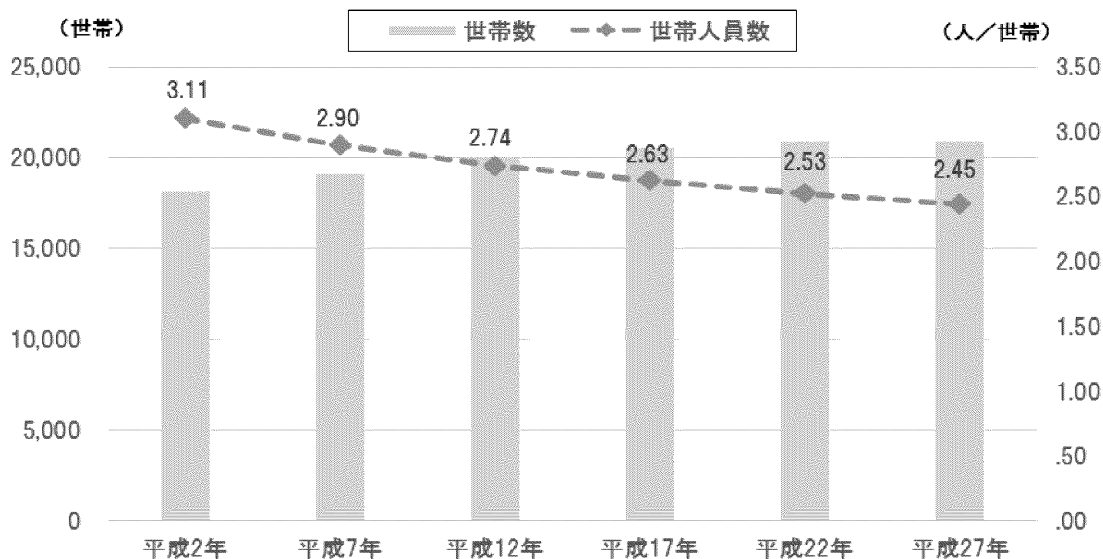
資料：平成 27 年国勢調査

2 世帯の状況

総人口が減少する一方で、総世帯数は年々増加しています。

また、一世帯あたりの人員は年々減少しており、ひとり暮らし世帯の増加や核家族化が進行していると思われます。

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
世帯数	18,154 世帯	19,130 世帯	19,992 世帯	20,519 世帯	20,913 世帯	20,953 世帯
世帯人員数	3.11 人	2.90 人	2.74 人	2.63 人	2.53 人	2.45 人



資料：平成 2 年～平成 27 年までの国勢調査 ※世帯人員＝総人口÷総世帯数

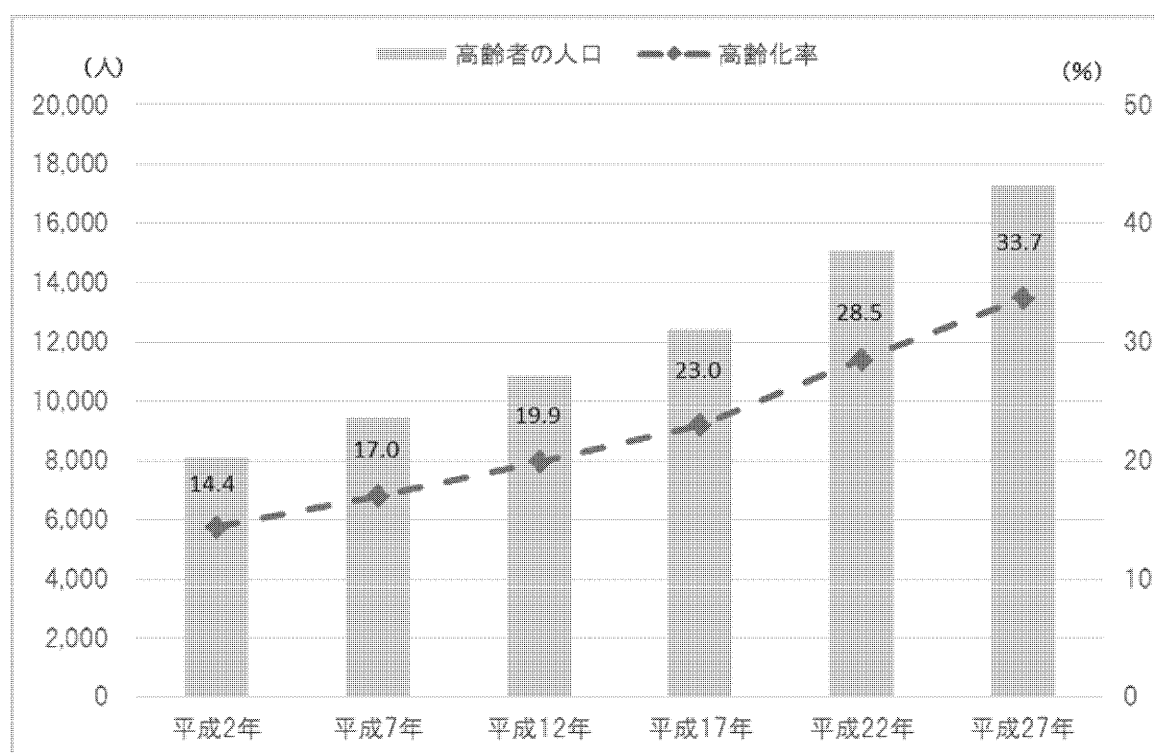
3 高齢化率の推移

本市の高齢者（65歳以上）の人口は、年々増加しており、高齢化率（総人口に占める高齢者の人口割合）も高くなっています。本市では平成17年に23%を越え、平成27年には33.7%と高い水準にあります。また、国立社会保障・人口問題研究所によると、平成32年（2020年）までは、高齢者の人口が増加することが予想されています。

参考までに、総務省の人口推計によると平成27年の高齢化率は、全国的には26%、山口県は31.3%で全国第3位という高齢化率となっており、本市は山口県平均よりも高い水準となっています。

高齢者の人口推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者の人口	8,106人	9,436人	10,864人	12,416人	15,096人	17,320人
高齢化率	14.4%	17.0%	19.9%	23.0%	28.5%	33.7%

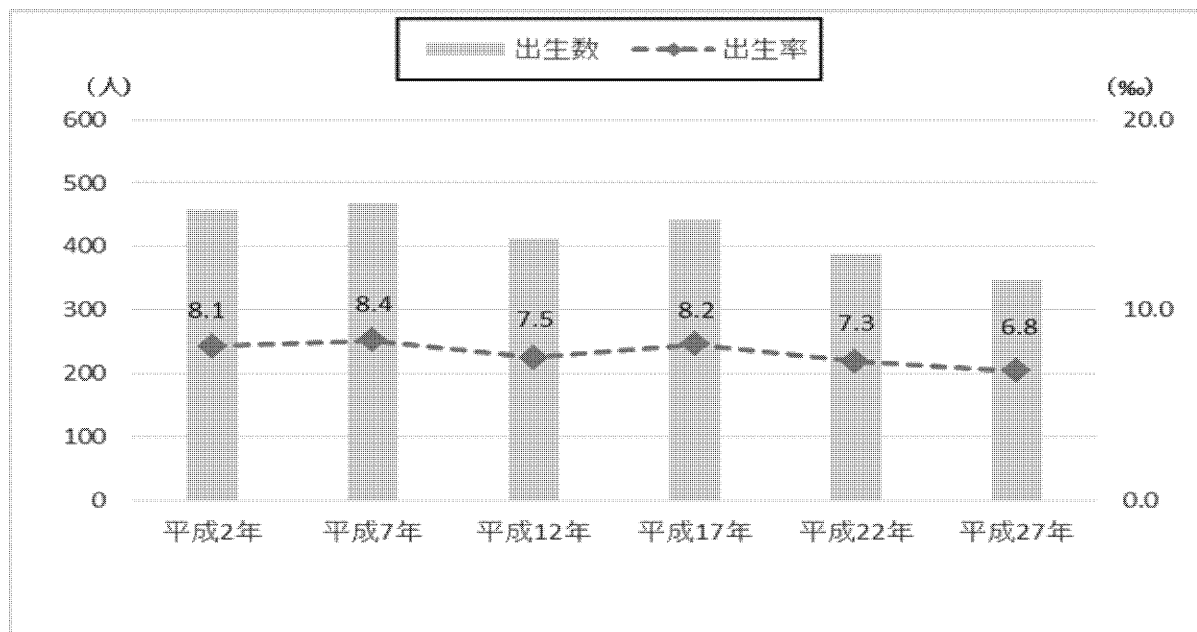


資料：平成2年～平成27年までの国勢調査

4 子どもの状況

平成27年の本市の出生数は、348人となり、出生率は、平成2年と比較して1.3ポイント減少しています。

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
出生数	458人	468人	412人	442人	388人	348人
出生率	8.1	8.4	7.5	8.2	7.3	6.8



資料：平成2年～平成27年までの山口県保健統計年報

※出生率（1,000人あたり）＝出生数／総人口×1,000

また、1人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数といわれる合計特殊出生率は、全国的に低下していましたが、平成22年以降上昇傾向にあります。しかし、現在の人口を維持するために必要と言われる水準（2.08）を下回っており、全国的に少子化が進行しています。

合計特殊出生率

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全国	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45
山口県	1.56	1.50	1.47	1.38	1.56	1.60
光市	旧光市	1.62	1.55	1.52	1.49	1.60
	旧大和町	1.47	1.42	1.25		

資料：光市子ども・子育て支援事業計画、山口県人口ビジョン、山口県人口動態の年次別推移(人口動態・合計特殊出生率)、人口動態調査

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

5 障害がある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

障害別にみると、肢体不自由が52.4%と最も多く、次いで内部障害が33.1%となっています。

また、障害の等級別は、1級が30.3%と最も多く、2級とあわせた重度の障害者が全体の44.0%となっています。

種類	聴覚障害	視覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
所持者	105人	141人	31人	1,007人	637人	1,921人
構成比	5.5%	7.3%	1.6%	52.4%	33.2%	100.0%

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
所持者	581人	263人	375人	500人	111人	91人	1,921人
構成比	30.3%	13.7%	19.5%	26.0%	5.8%	4.7%	100.0%

資料：福祉総務課資料（平成28年4月1日現在）

(2) 療育手帳所持者の状況

障害の程度別にみると、B（中・軽度）が全体の53.5%を占めています。

程度	A（重度）	B（中・軽度）	合計
所持者	185人	213人	398人
構成比	46.5%	53.5%	100.0%

資料：福祉総務課資料（平成28年4月1日現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

障害の程度別にみると、1級（重度）と2級（中度）で全体の76.3%を占めています。

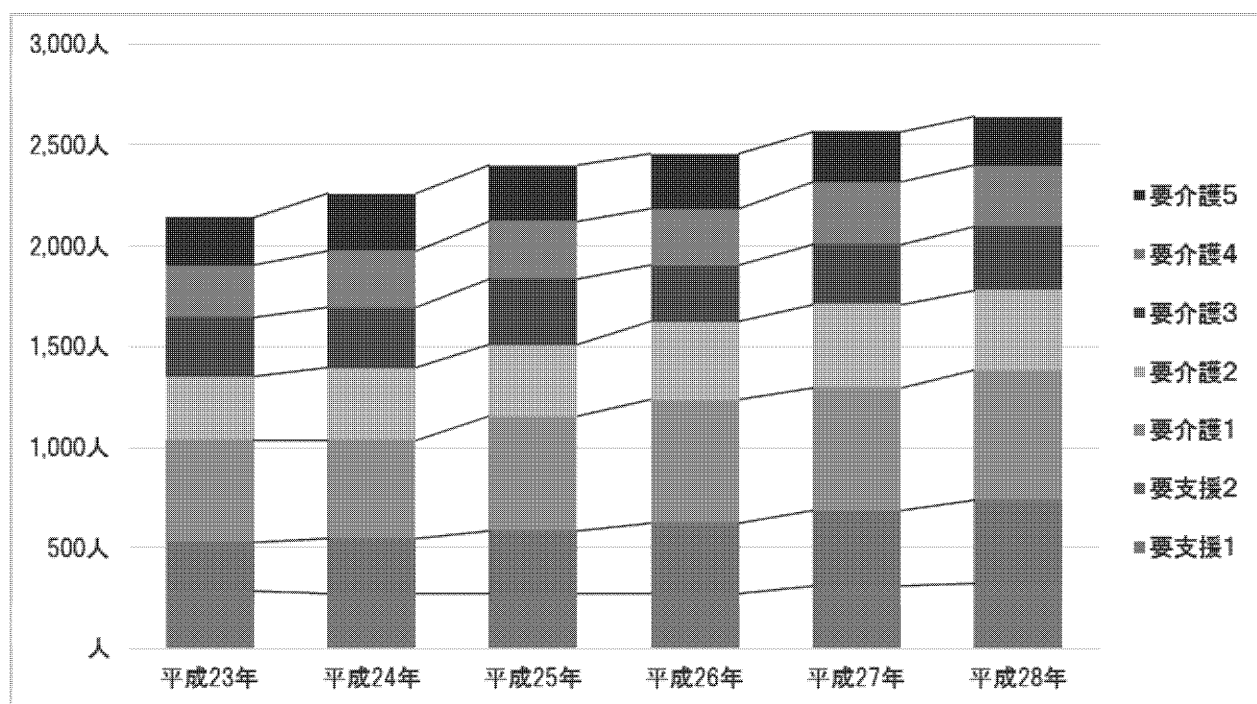
等級	1級	2級	3級	合計
所持者	66人	162人	71人	299人
構成比	22.1%	54.2%	23.7%	100.0%

資料：福祉総務課資料（平成28年4月1日現在）

6 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者は年々増加傾向にあり、介護度別にみると、軽度層は増加傾向、重度層は横ばいの状況です。

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援1	288人	272人	273人	271人	308人	325人
要支援2	241人	277人	312人	353人	377人	413人
要介護1	507人	488人	571人	612人	612人	646人
要介護2	315人	358人	355人	389人	414人	397人
要介護3	297人	300人	327人	280人	297人	318人
要介護4	256人	282人	287人	280人	308人	300人
要介護5	238人	283人	274人	272人	251人	243人
合計	2,142人	2,260人	2,399人	2,457人	2,567人	2,642人



資料：高齢者支援課資料（各年3月31日現在）

第2 地域福祉を支える人材等の状況

地域では、関係組織等をはじめ多くの方々が、それぞれの立場で地域福祉の活動に参加・協力しており地域福祉の支えとなっています。

1 人材・団体の状況

① 民生委員・児童委員

〔地区担当委員：110人(1人あたり平均約170世帯を担当)、主任児童委員：12人〕
厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域の福祉に関する相談援助活動など、社会奉仕の精神をもって様々な取り組みを行っています。また、児童福祉を専門とした主任児童委員も設置されています。

② 福祉員〔390人〕

自治会を単位として、1～2人の福祉員が市(地区)社会福祉協議会から委嘱を受け、ひとり暮らし高齢者の訪問活動(敬愛訪問活動)をはじめとした小地域での福祉活動や、地区社会福祉協議会の諸事業の支援を行っています。

③ ジュニア福祉員〔641人〕

地区社会福祉協議会から委嘱を受けた、市内の小学校高学年児童が、地域に暮らす全ての方々が明るく楽しく暮らすための活動として、高齢者等の訪問活動やあいさつ運動、地区の行事等に参加しています。

④ 老人クラブ〔67単位クラブ、友愛訪問活動員117人〕

地域の高齢者が自主的に組織し、お互いの交流を深めるためにボランティアや各種学習会、スポーツなどの活動を行うと同時に、友愛訪問活動として、訪問員によるひとり暮らし高齢者の見守り活動を行うなど、地域のために生涯現役で活動しています。

2 住民が主体となった地域福祉活動の状況

① 見守りネットワーク〔対象：223世帯〕

民生委員・児童委員が中心となり、地域で暮らす支援の必要な世帯を対象とした見守り活動を、地域の関係者・組織と協働ですすめています。

② ふれあい・いきいきサロン〔75箇所〕

身近な地域のなかに、「楽しく」「気軽に」「無理なく」過ごせる場所をつくることで「仲間づくり」「出会いの場づくり」を図る活動として、自治会組織や老人クラブなどが中心となって自主的に運営されています。

3 ボランティアセンターの状況〔団体登録：38、個人登録：162人〕

団体や個人がボランティア登録し、高齢者や障害がある人への支援をはじめ、施設や行事など地域で様々な活動を行っています。

第3 第2期計画の成果・課題

第2期計画では、絆のある地域社会を目指し『共に支え合う やさしさあふれる福祉のまちづくり』を基本理念として、3つの基本目標を柱に計画を推進してきました。

成果と課題について、主な内容は以下のとおりです。

(1) 基本目標Ⅰ「対話による人づくり」

福祉人材の育成、ボランティア活動の推進、そして地域ぐるみの福祉教育推進に取り組みました。

成 果

- 災害ボランティアや子育てボランティアなど、ニーズの高い内容をテーマとした講座では、初めてボランティア活動に参加する人が多く、ボランティアや福祉人材の育成に務めました。
- 災害ボランティアセンターの設置運営マニュアルを作成し、ボランティアセンター運営スタッフの養成を定期的に行いました。
- 福祉教育研修会を開催し、学校と地域が協働で取組める福祉活動をテーマにグループワークを行い、地域ぐるみの福祉教育の推進を図りました。

課 題

- ボランティア講座や福祉研修会への参加者を増やす為に、魅力ある内容を検討すると同時に、住民への周知方法についても工夫する必要があります。
- ボランティア等の育成を進めると同時に、そうした人材と地域のニーズをつなぐボランティアコーディネーターの養成が求められています。
- 福祉教育研修会による小・中学校と地区社会福祉協議会等との情報共有の取組みを、今後は高等学校も含めた一貫した福祉教育の推進についての検討が必要です。

(2) 基本目標Ⅱ「調和のとれた仕組みづくり」

相談体制・情報提供体制を整えるとともに、住民相互の助け合いを基本に在宅福祉サービスの充実を図りました。

成 果

- 市社会福祉協議会の主催により、相談ニーズに合ったテーマの相談員研修会を計画的に開催し、相談員のスキルアップを図りました。
- ふれあい・いきいきサロンへの活動支援を行うと同時に、各サロンの取組みを広報誌でPRし、サロンの拡充に務めました。
- 平成27年度より、生活困窮者を対象に総合相談窓口「生活自立相談支援センター」を開所し、地域のネットワークを活かした運営を展開しました。

課 題

- 日常生活支援サービスについては、ふれまちトーク（住民座談会）やアンケート調査に

においてもニーズが高く、既存サービスでの対応を含め、支え合いを基本とした仕組みづくりを創り上げる必要があります。

○社会の高齢化・核家族化によりニーズが増加している成年後見事業について、充実が求められています。

(3) 基本目標Ⅲ「人の輪が広がる地域づくり」

地域で支え合う住民ネットワークづくりを推進するとともに、関係組織・事業所等との連携・協働により、安心して暮らせる地域づくりを推進しました。

成 果

- 福祉員による見守り活動の徹底と、交代時の円滑な引継ぎを目的として、パンフレットの作成・配布と管理用のバックを配布し活動の充実を図りました。
- 学校周辺のふれあい・いきいきサロンと小学生の交流活動を提案し、地域の子どもと高齢者との交流の機会を設けました。
- 企業ボランティアの新規指定や、募金百貨店（寄付付き商品の販売による寄付）への新規企業参加により、企業の社会貢献を促進しました。
- ふれまちトーク（住民座談会）を地区社会福祉協議会単位で開催し、地域の生活課題の把握と、住民自らがそれらの解決策について話し合う機会を持ちました。

課 題

- 福祉員による見守り活動について、対象者が毎年増加する中で、効果的な見守り活動の実施について検討する必要があります。
- 地域と地元の事業所や福祉専門職との連携・協働について具体的な取組みが必要です。
- 災害時の要援護者は、平常時においても見守り等が必要になる可能性が高いことから、可能な範囲で情報を共有し見守り活動の実施について検討する必要があります。

第4 市民アンケート結果から見る地域の課題

(1) 地域のつながりについて

近所づきあいに消極的な人が半数を占めています。一方、自分や家族に手助けが必要になったとき、または近所で手助けが必要な家庭があったときの支援内容は、災害時の手助け、安否確認の声かけ・見守り、日常的な話し相手・困ったときの相談相手がともに上位を占めており、関連関係にあることが伺えます。

地域福祉の推進には、地域のつながりが重要となることから、近所づきあいからはじまる互助の取組みを進めるとともに、多様な福祉課題に対応するための人材を育成する必要があります。

(2) 福祉・健康に対する意見

高齢者、障害のある人、子ども、健康に関する項目では、医療や介護などの公的なサービスをはじめとする各種サービス提供体制の整備・充実が最も求められています。地域における買い物や移動手段の確保などの生活支援や認知症高齢者や障害のある人に対する理解や協力、見守りなど地域で取り組める活動も求められています。

(3) 地域における活動について

地域での活動に参加していない人が8割近くいる中で、「時間的余裕」や「一緒に参加する仲間の存在」があれば参加してもよいと思う人が上位を占めています。

地域での活動を活発にするためには、参加するきっかけや仕組みを整えていく必要があります。

(4) 住民の役割について

地域福祉を推進するための住民自身の役割として、「助け合い意識の向上」が6割超を占めており、互助の意識を高める取組みを進め、地域活動へとつなげていく必要があります。

(5) 地域活動とプライバシーについて

地域の助け合いとプライバシーの開示について、半数の人が地域の助け合いに必要なプライバシー情報は開示しても良いと回答していますが、不安を感じている人も約3割を占めています。

また、現在、地域での活動に参加していない人は多いものの、地域福祉の必要性や地域の助け合い（互助）の重要性は大半の人は理解されています。

こうした未開拓のマンパワーを有効に機動させるため、地域で気軽に参加・活躍できる仕組みづくりが重要となり、また、その際にはプライバシーの保護など個人情報の取扱いには十分に配慮する必要があります。

(6) 行政・市社会福祉協議会・福祉事業者それぞれの役割について

地域福祉を推進するための行政の役割は、「わかりやすい情報提供」、「福祉サービスの向上」、「仕組みづくり」、「互助の意識啓発」の順となっています。

また、地域福祉を推進するための市社会福祉協議会・福祉事業者の役割は、「施設の充実」、「気軽に利用できるサービス」、「人材育成、確保」が50%を超え、ハードとソフト面の充実が求められています。

行政・市社会福祉協議会・福祉事業者がそれぞれの役割分担のもと、地域福祉を担う人材の育成や仕組みづくりに努めることが必要です。

(7) 地域福祉を支える仕組みづくりに向けて

生活上の問題について、「家族」や「友人、知人」に相談する人が多くなっています。こうした個々の生活上の課題を集約し、地域課題の発掘を通じて、地域内で解決可能なものは地域で解決できるよう、また地域で解決できないものは必要に応じて行政機関等につなげる地域内でのパイプ役（調整役）が必要です。

さらに、災害時に避難する際の手助けを求める先は、「家族や親族」が高い割合となっていますが、互助を担う「近所の住民」や「自主防災組織」の割合を高めることも必要です。こうした助け合いが可能となるよう担い手（身近な支援者）の育成が求められます。

このように、地域福祉を推進していくためには、地域を支える人づくりにより人材確保を図り、また担い手となる人がつながり、地域でお互いが支え合う仕組みを整えていくことが必要です。

(8) 自由回答から

高齢などで車が運転できなくなった際の移動手段に不安を感じている意見が複数あり、地域における移動手段の確保が課題となっています。

また、福祉施策や各種福祉サービスの内容について、市民への周知を望む意見があることから、市民への適切な情報提供が必要とされています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1 基本理念

基本理念は、第3期「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を推進していく根幹となる考え方を示したものです。

本計画では、住民同士の助け合いや地域の支え合いによる「互助」を主な視点とし、心ゆたかな福祉のまちづくりを目指します。

基 本 理 念

みんなが笑顔で支え合う

心ゆたかな福祉のまちづくり

第2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を定めました。

基本目標は、計画策定市民懇話会及び市民アンケートでの意見を踏まえ設定したもので、基本目標を具現化するため、地域福祉計画においては施策を、地域福祉活動計画においては、活動目標及び個別施策を定めました。

基本目標Ⅰ

地域を支える人づくり

地域福祉の推進に不可欠な人材について、住民自身による日頃からの生きがいがづくり、健康づくりや介護予防活動をはじめ、福祉に対する意識の高揚、ボランティア活動の推進など、地域の福祉の課題や支援ニーズと支援とのマッチングを行う人材の養成を支援していきます。

基本目標Ⅱ

人がつながる仕組みづくり

地域における福祉活動を活性化に資するため、相談体制・情報提供体制を整えるとともに、地域で支援が必要な人を見守り、必要な支援や福祉サービスにつなげる体制の構築・充実や、福祉課題を発掘しニーズと支援をマッチングできる体制の整備に取り組みます。

基本目標Ⅲ

共に支え合う地域づくり

共に支え合う地域づくりを推進するため、福祉課題を話し合う場を活用して地域内が連携し、地域の人材や団体を活用した安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、地域で活動する団体を支援します。

○『地域福祉計画・地域福祉活動計画』体系図

基本理念 みんなが笑顔で支え合う
心ゆたかな福祉のまちづくり

基本 目標	地域福祉計画 (市)	地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	
	施策	活動目標	具体的な取組
Ⅰ 地域を支える人づくり	1 市民が主体的に取り組む生きがいづくり・健康づくり・介護予防	1 福祉活動への住民参加促進	人材の育成・支援 福祉教育の推進
	2 地域活動を支えるボランティアの育成	2 ボランティアの育成・活動推進	ボランティア・災害ボランティアの活動支援
	3 ボランティアを活動につなげるコーディネーターの養成	3 コーディネーターの養成・活動支援	コーディネート機能の強化
Ⅱ 人がつながる 仕組みづくり	1 地域の見守り体制の強化	1 支え合いによるネットワークづくり	要支援者見守り活動・福祉員活動の推進 生活支援コーディネーターの配置
	2 必要な支援や福祉サービスにつなげる相談体制の充実	2 相談支援体制と情報提供体制の充実	相談支援・情報提供体制の充実 生活困窮者自立支援事業の実施
	3 支援の必要な人を支える地域の支援体制の整備	3 多様なニーズに応じた支援の提供	高齢者、障害のある人、児童への支援 住民参加型在宅福祉サービスの充実
Ⅲ 共に支え合う 地域づくり	1 地域内の連携強化	1 地域における相互連携の強化	地域団体・組織等との連携 企業等社会貢献の促進等
	2 誰もが安心して生活できる環境づくり	2 権利を擁護する事業の推進	権利擁護事業の推進 法人成年後見事業の実施等
	3 地域団体の活動支援	3 地域で安心して暮らすための活動支援	福祉課題を把握・解決する体制整備 防犯・防災への対応

第4章 計画の推進と評価

第1 計画の推進

1 推進

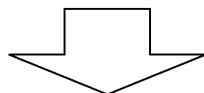
本計画の策定主体である「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定市民懇話会」を計画推進の中心的組織と位置付け、市民・地域や市社会福祉協議会、市それぞれの役割分担と進捗状況を確認しながら、計画を推進していきます。

2 連携

互いに支え合う心ゆたかな福祉のまちづくりを目指し、市民・地域をあげて、効果的に取り組むため、市、市社会福祉協議会のほか、コミュニティ協議会、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、市民活動団体、福祉事業者、ボランティア、その他関係機関などとの連携を強化していきます。

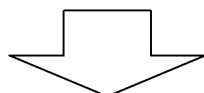
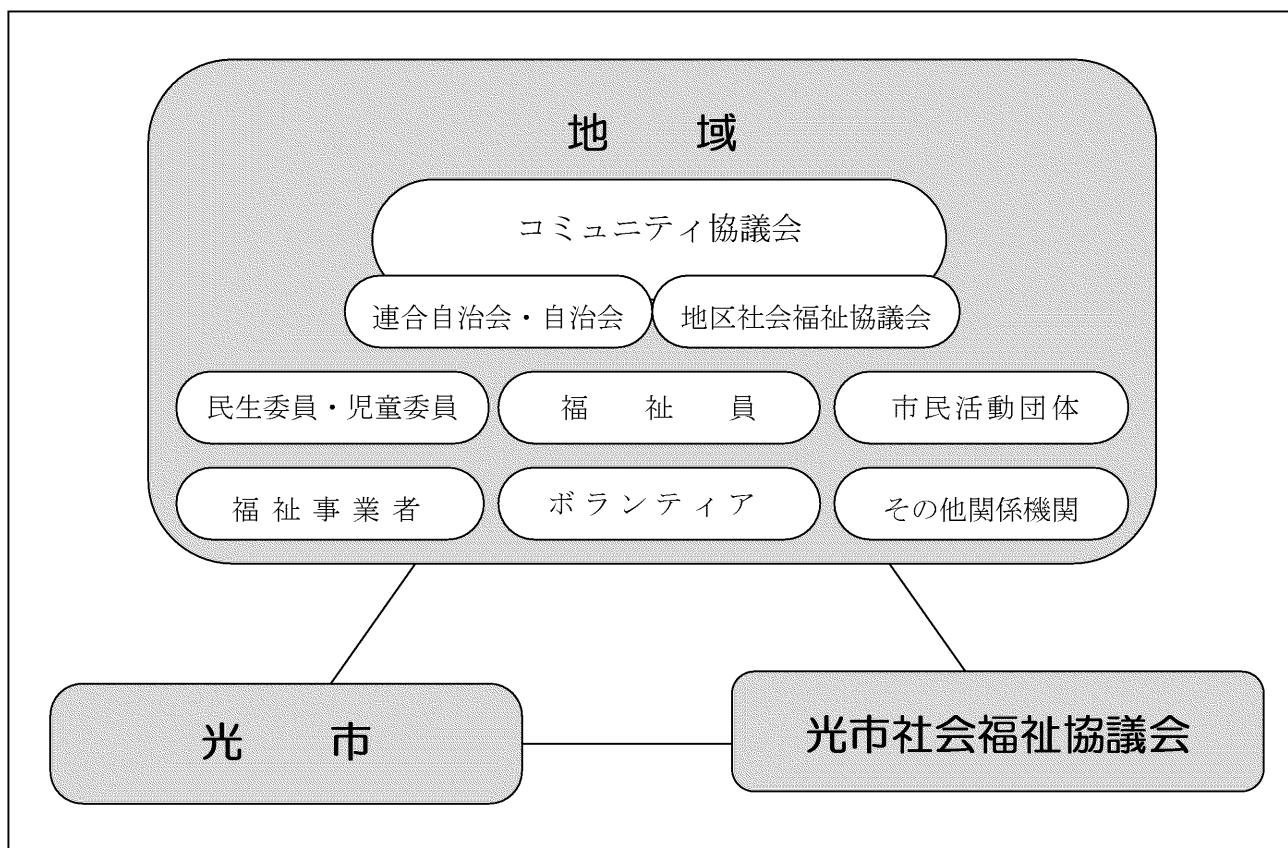
【各主体の連携による地域福祉推進のイメージ】

第3期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画の推進



光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定市民懇話会

計画推進・進捗状況の確認



基本理念

みんなが笑顔で支え合う

心ゆたかな福祉のまちづくり

第2 それぞれの役割

“みんなが笑顔で支え合う 心ゆたかな福祉のまちづくり” をめざすために

地域福祉の主役は地域で暮らす市民一人ひとりです。地域には多様な課題が潜在しており、それらの課題に対応し、住み慣れた地域で支え合う地域づくりを実現していくためには、行政や社会福祉協議会だけでなく、地域において活動するコミュニティ協議会、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、市民活動団体、福祉事業者、ボランティア、その他関係機関等も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら計画を推進していくことが大切です。

1 市民の役割

自分でできることを自分でする「自助」の意識を前提に、一人ひとりが地域福祉に対する意識や理解を深め、地域の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域の活動の担い手として、「互助」の意識を高揚させ、ボランティアなどの地域活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。

特に、定年退職した世代は、現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域活動の大切な担い手として積極的に参画することが期待されます。

2 地域・団体の役割

(1) 地域の組織・団体

コミュニティ協議会、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などは、地域における福祉活動推進の中心的な役割を担うことが期待されています。市や市社会福祉協議会は、これらの地域組織・団体の活動と連携して地域福祉を推進していきます。

地域の課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけでなく、個々の組織・団体の特徴を活かし、互いに連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていくことが大切です。

また、コミュニティ協議会は、地域における福祉活動を担うそれぞれの組織・団体が連携を図りながら活動を進めていくための協議やつながりの場として機能することが期待されます。

(2) 市民活動団体

それぞれの団体の活動をとおして、地域住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活性化するとともに、福祉活動にとどまらず、活動内容の広報や、行政との連携・協力を行うことが期待されます。

(3) 福祉事業者

福祉や介護のサービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、市民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供などに積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的・物的資源を活かしながら、市民が地域活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

3 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的としています。

このため、市社会福祉協議会は、行政と連携を図りながら本計画の推進役を担うとともに、本計画の基本的な考え方等を基に、具体的な行動（活動）計画を策定し、その推進において市民、各種団体や市との調整役としての役割を担います。

4 行政（市）の役割

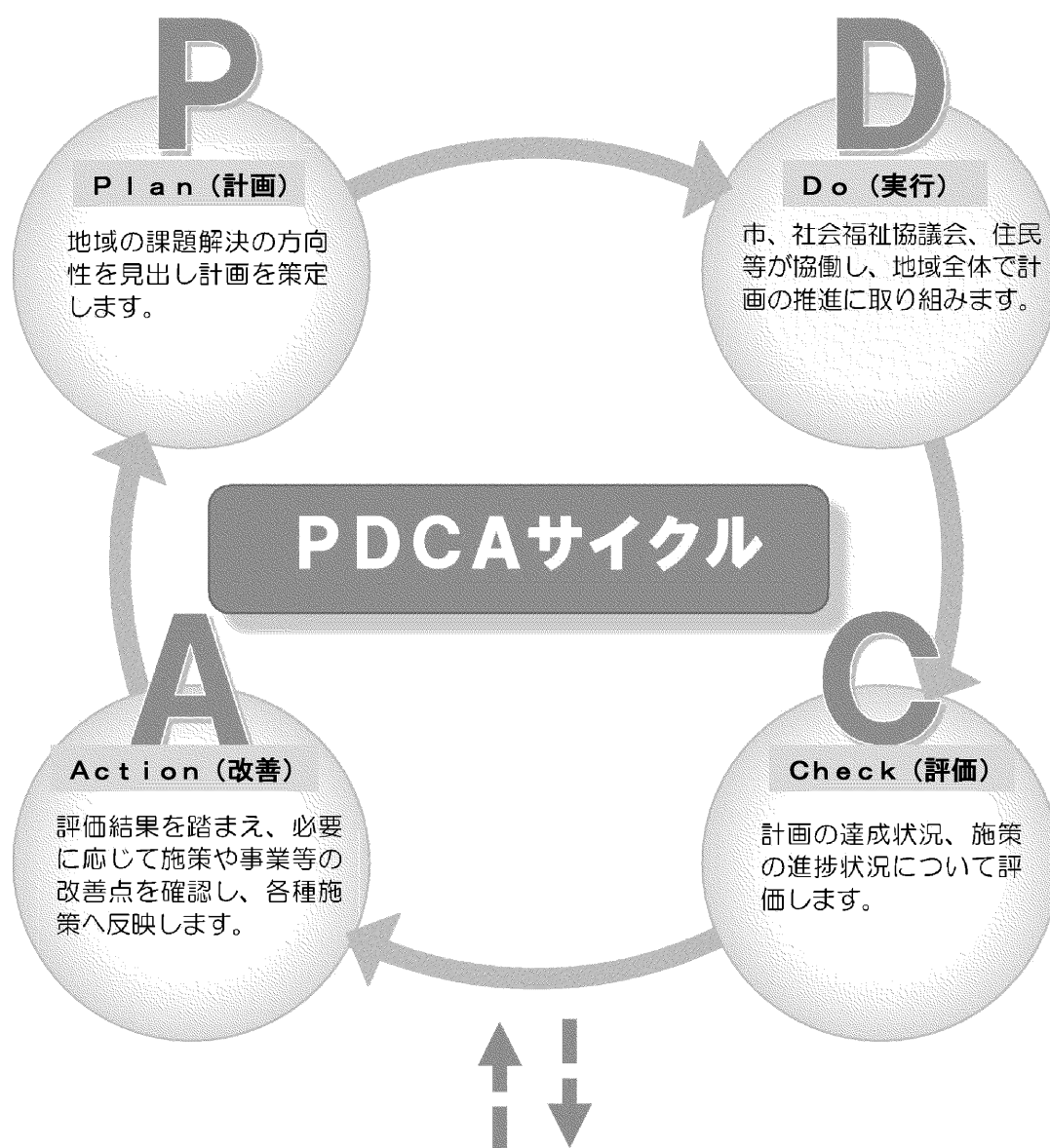
市は、住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する義務と責任があります。そのため、市社会福祉協議会や保健・医療・福祉関連機関、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図り、市民のニーズの把握や次代の福祉を見据えた教育・啓発活動に努めなければなりません。

また、計画が効果的に推進できるように福祉保健部を中心に各関係部局と連携し、計画に掲げる事業の進捗状況を踏まえつつ計画の推進に努めていきます。

第3 計画の進行管理

計画の進捗状況の確認や評価については、「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定市民懇話会」において、第2次光市総合計画との整合性を考慮し、総合計画に掲げる数値目標などを用いて地域福祉の推進がどの程度進んだのかPDCAサイクルのもとに評価し、計画の推進を図ります。

なお、進捗状況や施策の見直し等協議した結果については、市のホームページや社協だよりにより広く市民の皆さんに公表します。



光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定市民懇話会

第1章 光市地域福祉計画（施策の展開）

基本目標Ⅰ 地域を支える 人づくり

～市民の主体的な活動をとおして
地域で活躍する人づくりに取り組みます～

1 市民が主体的に取り組む生きがいづくり・健康づくり・介護予防

現状と課題

地域福祉活動を行うためには、市民一人ひとりが心身ともに健康な状態であってはじめて活動に参加することが可能となります。

特に、高齢者は生きがいを持って充実した生活を送れるよう、自らが持つ豊かな知識や経験、技能を活かしていきいきと活躍できる生涯現役社会づくりが求められています。

また、すべての市民が健康で豊かな人生を送るため、生涯を通じて自らの健康への取り組みを行うことが重要であり、中でも高齢期の健康の保持増進のためには、生活習慣病などの疾病予防、運動機能低下予防や認知症予防などへの取り組みとともに、市民が自主的に活動することが重要となります。そのため、日常から自身の身体の健康状態を知り、市民が主体的に健康づくりや介護予防に取り組み「健康寿命の延伸」を目指すことが必要です。

施策の方針

①生きがいづくりの推進

地域づくりやボランティア活動、さらには就労などにより、高齢者が自らの持つ豊かな経験や知識、技術を活かし、地域社会の担い手として、生きがいを持ちながら積極的かつ有意義な人生を送るために、意欲や関心を持って社会・地域活動に参加するための活動を推進します。

②健康づくりや介護予防に向けた取り組みの推進

市民の健康意識の向上を図り、健康診断や各種検診等の受診をはじめ、健康の保持増進のための健康づくり及び介護予防のための身体機能の維持改善を推進します。

それぞれの取り組みの展開例

○市民一人ひとりの取り組み

- ・趣味や特技、経験などを活かし積極的に地域活動に参加します。
- ・「自分の健康は自分で守る」という考えのもと、自ら健康的な生活習慣を実践し、健康づくりに主体的に取り組めます。

○地域・団体の取組み

- ・新しい人が活動に参加できるよう活動内容や募集方法を工夫します。
- ・個人の取組みを支える健康づくり活動を家庭、地域、学校、職域、関係団体等と連携して取り組みます。

○行政の取組み

- ・高齢者の社会参加を進めるため、ふれあい・いきいきサロンや老人クラブの活動を支援します。
- ・自らが持つ豊かな知識や経験、技能を活かして地域に貢献でき、また自らの介護予防につながる「介護支援ボランティアポイント事業」を推進します。
- ・日常の健康管理に役立つ情報の提供や、各種健（検）診や健康づくり推進計画に基づく事業等を通じて市民の健康づくりを進めます。

事業指標

項目	近況値	目標値（H33年度）
①地域の自治会やコミュニティ活動に参加している人の割合	52.3%	60.0%
②介護予防事業の参加者数（年度）	2,156人	3,450人
③普段から健康に心がけている人の割合	83.6%	95.0%

※近況値出典【年度】：①③市民アンケート【28】

②高齢者支援課【27】

2 地域活動を支えるボランティアの育成

現状と課題

地域活動を推進するためには、様々な活動を担う幅広い人材が必要です。そして、地域の中に多様な福祉ニーズに対応できる人材が多く存在することで、地域の人々は、安心して生活を送ることができます。

また、市民アンケート調査では、近所づきあいに消極的な人が半数を占める一方で、自分や家族に手助けが必要になったとき、または近所で手助けが必要な家庭があったときの支援内容は、災害時の手助け、安否確認の声かけ・見守り、日常的な話し相手・困ったときの相談相手がともに上位を占め、相関関係にあったことから、近所づきあいからはじまる互助の取組みを進めるとともに、多様な福祉課題に対応するための人材が求められています。

そのために、市民が地域活動に参加しやすい機会や場を提供し、福祉の人材育成に取り組む必要があります。

施策の方針

①互助意識や心のバリアフリーの普及啓発

地域の人が、お互いに助け合う互助の意識の普及啓発に取り組むとともに、地域には様々な支援を必要とする人がいることなど、正しい理解と認識を持つことが必要です。そのうえで、見守りや交流を促進することで、差別や偏見意識を払拭し、お互いが尊重し合える心のバリアフリーの推進に努めます。

②新たな人材の発掘

多くの市民が認知症について理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る支援者となる「認知症サポーター養成講座」や障害のある人に対する「ボランティア養成講座」や「あいサポート運動」などをとおして、地域のボランティアなど新たな担い手の発掘に取り組みます。

それぞれの取組みの展開例

○市民一人ひとりの取組み

- ・地域の様々な課題や問題に関心を持ち、講演会や研修会に積極的に参加します。
- ・地域の課題や問題の解消に向け、地域の人と協力して取り組みます。

○地域・団体の取組み

- ・地域や団体で市の出前講座などを利用した学習の場を設けます。
- ・地域や団体同士が連携し、地域の課題解決に向けて取り組みます。

○行政の取組み

- ・地域づくり支援センターや各コミュニティセンターなどを拠点とした地域活動を支援します。
- ・地域の課題や問題の解決につながる出前講座を企画・実施します。

事業指標

項目	近況値	目標値（H33年度）
①福祉ボランティア活動に参加している人の割合	13.3%	25.0%
②障害者（児）を支援したことがある人の割合	25.4%	40.0%
③認知症サポーター養成講座受講者人数（累計）	7,659人	10,600人

※近況値出典【年度】：①②市民アンケート【28】

③高齢者支援課【28】（18-28累計）、目標値は18-33累計

3 ボランティアを活動につなげるコーディネーターの養成

現状と課題

超高齢社会を見据え、支援の必要な高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り安心して快適に在宅で生活を継続するためには、介護保険制度や各種福祉制度など公的な支援（フォーマルサービス）の他、地域住民やボランティアが行う見守りやごみ出しなど住民の互助による軽度な生活支援（インフォーマルサービス）が求められています。

市民アンケート調査では、生活上の問題について家族や友人・知人に相談する人が多くなっていますが、今後は、個々の生活上の課題を集約し、地域の課題を発掘・抽出するとともに、地域のつながりを強化し、インフォーマルな生活支援につなげていけるよう、多様な生活支援ニーズとボランティアをマッチングするコーディネーターを養成することが必要です。

施策の方針

①ニーズと支援をマッチングできる人材の養成

地域における様々な課題を発掘・抽出し、地域の中で解決できる課題は地域で解決し、必要に応じて公的サービスにつなぐ等ニーズに応じた支援をマッチングできる生活支援コーディネーターを養成します。

それぞれの取組みの展開例

○市民一人ひとりの取組み

- ・ 地域の問題や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら積極的に参加します。
- ・ 地域の各種団体の活動に関心を持ち、積極的に参加します。

○地域・団体の取組み

- ・ 各団体間でも交流を深め連携を強化し、それぞれの活動の活性化を図ります。
- ・ 誰もが参加しやすい地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取組みを行います。

○行政の取組み

- ・ 地域活動のリーダーや新たな担い手となる人たちに向けた学習会や研修会の開催などに取り組みます。
- ・ 社会福祉協議会と連携し、地域の課題の発掘及びニーズと支援をマッチングできる地域の実情に応じた生活支援コーディネーターを養成します。

事業指標

項目	近況値	目標値（H33年度）
生活支援コーディネーターの人数	—	7人

基本目標Ⅱ 人がつながる 仕組みづくり

～地域の人や団体が、地域で支援の必要な人を見守り
支える仕組みをつくります～

1 地域の見守り体制の強化

現状と課題

認知症高齢者を抱える家庭やひとり暮らし高齢者の増加や、ひとり親家庭等で悩みや問題を抱える家庭が地域で孤立することが懸念されています。

また、アンケート調査においても、高齢者や障害のある人、子どもの健全な育成に対する意見として、認知症高齢者や障害のある人に対する理解や協力、地域による見守りやあいさつ運動など、地域で取り組める活動も求められています。

これからは、地域の各組織・団体がお互いの役割を尊重し、行政との連携を図りつつ、地域で見守る体制の強化が必要です。

施策の方針

①高齢者を見守る体制の充実

認知症高齢者を抱える家庭をはじめ、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を、地域や関係団体で見守り、必要に応じて関係機関につなげる体制の充実を図ります。

②子どもを見守る体制の構築

児童虐待の未然防止、早期発見や地域養育力の向上を目的に、子育てサポーターや子育て支援コーディネーターの育成を行うなど、行政・地域・家庭が一体となった草の根的な子育て見守りネットワークを構築します。

それぞれの取組みの展開例

○市民一人ひとりの取組み

- ・地域活動や児童の登下校等に合わせて、散歩・ジョギング、買い物を行うなど、あいさつや声かけ、見守りを心がけます。
- ・隣近所で気にかかる人や家庭があれば、地域の見守り活動につながるよう情報提供し、積極的に活動に協力します。

○地域・団体の取組み

- ・地域・団体でできる見守り活動に積極的に参加します。
- ・各種団体同士で連携を図りながら見守り活動に取り組みます。

○行政の取組み

- ・地域の組織や団体が連携・協力関係を強化し、継続的な見守り活動が行えるよう支援します。

- ・より多くの人や組織・団体から協力が得られるよう積極的に情報提供し、ネットワークの拡大に努めます。

事業指標

項目	近況値	目標値（H33年度）
①高齢者見守り活動に協力する民間事業所数	13事業所	23事業所
②ひかり見守りネットの協力事業者数	—	300事業者
③ひかり子育て見守りネットワーク市民サポーター数	282人	400人

※近況値出典【年度】：①高齢者支援課【28】

③子ども家庭課【28】

2 必要な支援や福祉サービスにつなげる相談体制の充実

現状と課題

地域には、高齢者、障害のある人、子育て中の家族、生活困窮者など、様々な支援を必要とする人がおり、特に、複数の問題がある人や、相談したい内容が不明確な人、虐待のおそれがある人などに対しては、相談内容から課題を分析して適切な支援につなげていく必要があります。

また、従来の福祉制度やサービスの狭間となる人は、課題の発見が遅れる可能性が高いことから、早期発見により問題が重症化する前に対処する必要があります。

施策の方針

①子ども・子育て総合相談体制の充実

妊娠期から子育て期にわたる総合相談支援や児童虐待など家庭相談などのワンストップ相談窓口として設置された「子ども相談センター」において、個々のニーズから利用可能な子育て支援サービスの情報提供や関係機関につなぐなど、相談体制の充実に取り組みます。

②相談窓口の周知及び相談機能の充実

高齢者、障害のある人をはじめ、支援を必要としている人に対し、どこに行けば相談できるのか等市民や地域へ相談窓口のPRを図るとともに、様々な相談に適切・迅速に対応できるよう相談機能を強化します。

③「生活困窮者自立支援制度」の円滑な実施

生活困窮状態にある人の抱える様々な問題、課題を整理し、困窮状態からの早期脱却に向けた生活の自立及び就労の促進のため、相談窓口である「光市生活自立相談支援センター」を設置している市社会福祉協議会と連携しながら、生活困窮者自立支援制度を円滑に実施します。

それぞれの取組みの展開例

○市民一人ひとりの取組み

- ・困っているときは悩みを一人で抱えず、問題が重症化する前に積極的に関係機関の相談窓口を利用します。

○地域・団体の取組み

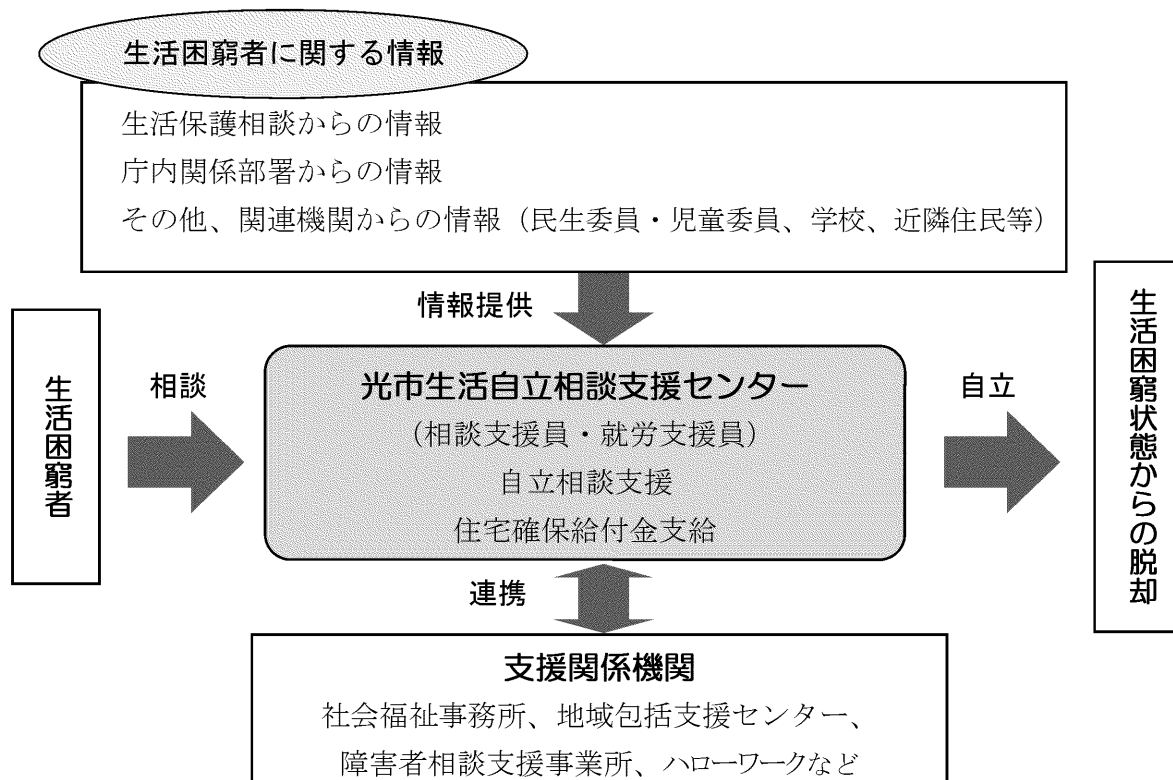
- ・日常生活上の問題を抱え、専門的な支援が必要な人や家族について情報を把握した場合は、必要に応じて行政機関に連絡します。
- ・日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけます。

○行政の取組み

- ・子ども相談センターの機能充実、気軽に相談できるよう積極的な情報提供に努めます。
- ・高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能強化を図ります。

- ・生活困窮者について、早期把握に努め、支援が必要な人は、市社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携し、生活困窮者自立支援事業を円滑に実施します。
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員による活動を積極的に支援します。
- ・各種相談窓口の積極的なPRを図ります。
- ・福祉サービス利用者からの苦情や要望等については、サービス提供事業者に情報提供し、福祉サービスの適切な利用を促進します。

生活困窮者の自立支援に向けたイメージ図



事業指標

項目	近況値	目標値（H33年度）
①子育てに関する不安や悩みへの相談対応件数（年度）	3, 599件	3, 850件
②高齢者に関する相談人数（延人数）	2, 403人	3, 050人
③光市生活自立相談支援センターへの相談件数（年度）	99件	120件

※近況値出典【年度】：①健康増進課、子ども家庭課（子ども相談センターきゅっと）【27】

②高齢者支援課【27】

③福祉総務課【27】

3 支援の必要な人を支える地域の支援体制の整備

現状と課題

人口減少社会に突入した今日、少子高齢化の進行と相まって核家族化やライフスタイルの変化等により、地域のつながりが希薄化しているとともに、家族内での支援は困難な状況となりつつあります。

一方で、アンケート調査では、市民意識として「住民同士の助け合い意識の向上」が6割を超え、地域に暮らす人々が互いに助け合い、身近な地域の課題や問題点を見つけ出し、これら地域課題を解消するための解決策を自ら話し合い、必要に応じて行政など関係機関につないでいくなど、地域の互助力を高めることによって地域課題の解消を図る地域の体制づくりが求められています。

施策の方針

①地域の課題や問題点の把握及び解決に向けた検討の場の設置

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域に暮らす人同士が、その地域の課題や問題について話し合うとともに、それらの課題の解決に向け地域で何ができるかなど解決方法や手段について検討する場の設置に取り組みます。

②地域の課題解決に向けた調整役（生活支援コーディネーター）の配置

地域の課題の把握や解決に向けた検討の場が有効に機能するよう、会議を世話し、課題解決に向けた地域内の調整や関係機関とつなぎ役としての調整役（生活支援コーディネーター）の配置に取り組みます。

それぞれの取組みの展開例

○市民一人ひとりの取組み

- ・地域の行事や活動に積極的に参加します。
- ・日常生活を営む上で地域の課題や問題について考えるとともに、解決に向け自らできることはないか考えます。
- ・困った時はお互い様の精神で、無理のない範囲でちょっとしたお手伝いに努めます。

○地域・団体の取組み

- ・地域の課題を検討する場に積極的に参加します。
- ・地域や団体のネットワークを有効に活用し、日常から支援の必要な人の発掘に努めます。
- ・地域課題の解決に向けた調整役（生活支援コーディネーター）との連携を図り、コーディネーターが活動しやすいよう協力します。

○行政の取組み

- ・住み慣れた地域で安心して暮らせるために、地域が果たすべき役割について共通認識を持ってもらえるよう、地域の互助意識の向上を図ることを目的とした講座や研修会の開催などに取り組みます。

- ・地域において、制度やサービスの狭間に埋もれた人を見逃さないよう、地域で支援の必要な人を見つけ出し、地域で支えることのできる体制の整備に取り組みます。

事業指標

項目	近況値	目標値（H33年度）
地域の生活支援の取組みを推進する協議体数	—	6 協議体

基本目標Ⅲ 共に支え合う 地域づくり

～人々が協力し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します～

1 地域内の連携強化

現状と課題

近年、地震や台風、大雨などの大規模な自然災害が数多く発生し、地域での支え合いの必要性が再認識され、日常的なつながりや災害時の安否確認、避難支援体制の強化が求められています。一方で、地域における災害時の支援活動に際し、個人情報やプライバシー保護の問題が壁となり、支援体制の構築が思うように進んでいない地域も見受けられます。アンケート調査においても、半数の人が地域の助け合いに必要なプライバシー情報は開示しても良いと回答しましたが、不安を感じている人も約3割を占め、プライバシーや個人情報の保護への配慮も求められています。

また、介護疲れ、ストレス、希薄な人間関係や社会からの孤立などが要因で、児童や高齢者、障害のある人への虐待が顕在化し、大きな社会問題にもなっており、早期発見、早期対応のためにも地域内の関係者が連携を強化する必要があります。

施策の方針

①災害時避難行動要支援者への支援

災害時、自力で避難することが困難で支援を必要とする人を把握し、災害時要援護者名簿の作成・整理・活用を行い、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織等地域での助け合いの仕組みづくりを推進します。

②関係機関との連携強化

様々な地域の課題の解決に向け、地域包括支援センターをはじめ、「地域自立支援協議会」、「要保護児童対策地域協議会」など、関係機関との連携強化を図ります。

それぞれの取組みの展開例

○市民一人ひとりの取組み

- ・災害時要援護者名簿の作成や活用などにかかわる取組みについて理解し、可能な限り協力します。
- ・地域での防災活動に積極的に参加します。
- ・虐待と思われる様子が気が付いたときは、警察や児童相談所、市へ速やかに連絡します。

○地域・団体の取組み

- ・避難行動に支援を必要とする人を把握し、日常的な見守りや地域活動を通じて災害に備えた体制をつくります。また、個人情報やプライバシーの保護に努めます。

- ・他の関係機関と連携を強化し、地域の課題の解決に向けて取り組みます。

○行政の取組み

- ・情報提供や研修などを通じて地域の自主防災活動を支援します。
- ・地域の組織や団体が連携・協力関係を強化し、継続的な活動が行えるよう支援します。

事業指標

項目	近況値	目標値（H33年度）
①自主防災組織率（加入世帯の割合）	94.6%	96.5%
②市民活動団体の登録数	72団体	80団体

※近況値出典【年度】：①防災危機管理課【28】

②地域づくり推進課【28】

2 誰もが安心して生活できる環境づくり

現状と課題

ちょっとした困りごとでも誰にも頼れずに困っているといった問題などは、積もれば生活に大きな支障をきたすおそれがあります。

こうしたことから、地域の中で声を掛け合いながらお互いの信頼関係を築き、助け、支え合う関係を強化していくことが必要です。

施策の方針

①認知症高齢者等への支援

認知症高齢者による徘徊を早期に発見し、安全の確保を図るための対策として徘徊高齢者等見守りネットワークをはじめ、民間事業所が日常業務の中で発見した高齢者の異変を市に情報提供する「高齢者見守り活動」や被虐待高齢者などの見守りなど、地域における見守りネットワークの構築に取り組みます。

②高齢者や障害のある人の権利を守る体制や制度の推進

高齢や障害のある人等で判断能力が低下した場合でも、権利が擁護される体制の充実や、判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する仕組みである権利擁護事業を推進します。

③地域で必要な支援を提供できる体制の充実

地域で支援を受けたい人と支援を行う人をつなぎ、地域で助け合う支援体制の構築を図ります。

それぞれの取組みの展開例

○市民一人ひとりの取組み

- ・自分ひとりではできないことは、隣近所の人に支援や手助けをお願いします。
- ・隣近所で支援が必要な人がいれば、できる範囲で支援します。
- ・挨拶や声かけなど、普段から積極的に地域でのコミュニケーションを図ります。

○地域・団体の取組み

- ・ごみ出しや買い物、通院などの外出など、日常生活のちょっとしたことで困っている人や家族に対し、隣近所の中で、声を掛け合いながらできる範囲で協力します。
- ・地域における住民同士の自発的な助け合いや支え合いの大切さを啓発します。
- ・日頃の活動の中で発見した高齢者の異変に気づき、必要に応じて市に情報提供します。

○行政の取組み

- ・地域に密着した高齢者の見守りネットワークの充実に取り組みます。
- ・市社会福祉協議会と連携し、権利擁護事業を推進します。
- ・地域で支援を受けたい人と支援者をつなぐ生活支援コーディネーターを養成するとともに、多様なニーズに対応できるインフォーマルなサービスの構築を支援します。

事業指標

項目	近況値	目標値（H33年度）
①徘徊模擬訓練実施回数（年度）	3回	4回
②地域の生活支援の取組みを推進する協議体数【再掲】	—	6協議体

※近況値出典【年度】：①高齢者支援課【28】

3 地域団体の活動支援

現状と課題

人と人のつながりが希薄化している中、地域行事や活動への参加者も年々減少し、活動の担い手不足などにより、地域活動が衰退し、地域で支え合う力が弱まっていることが懸念されています。

このようなことから、市民の主体的な活動を促しながら地域コミュニティの活性化を図り、地域の中で助け、支え合う体制の再構築に向け、地域団体の活動を支援する取組みが必要となります。

施策の方針

①地域で活動する団体に対する支援の充実

自治会をはじめ、自主防災組織や老人クラブ、子ども会、ふれあい・いきいきサロン実施団体、ボランティア団体等の活動を支援します。

それぞれの取組みの展開例

○市民一人ひとりの取組み

- ・自治会や地域の各種団体の活動に関心を持ち、積極的に参加します。

○地域・団体の取組み

- ・地域コミュニティの活性化を図り、コミュニティ協議会などが行う活動や行事について周知し、参加を促します。また、各団体間でも交流を深め、連携を強化し、それぞれの活動の活性化を図ります。
- ・年齢や障害の有無に関わらず、多くの人たちが参加できるように工夫し、地域活動に参加しやすいきっかけづくりを進めます。

○行政の取組み

- ・地域で活躍する団体や組織の活動内容を広く周知し、住民の参加を促進します。
- ・地域コミュニティの活性化を図り、主体的な活動が行われるよう各種団体の活動や取組みを支援します。

事業指標

項目	近況値	目標値（H33年度）
① 老人クラブの会員数	3, 731人	4, 300人
②ふれあい・いきいきサロンの登録数	75サロン	100サロン

※近況値出典【年度】：①②高齢者支援課【28】

第Ⅱ部

計 画 編

第2章 光市地域福祉活動計画（施策の展開）

第1 計画の体系

住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに暮らし続けることができる地域づくりを目指して、3つの基本目標に9つの活動目標を定めて具体的な活動を実施します。

基本理念	みんなが笑顔で支え合う 心ゆたかな福祉のまちづくり	
基本目標	活動目標	取組み内容
Ⅰ 地域を支える 人づくり	1 福祉活動への住民参加促進	地域福祉を担う人材の育成・支援
		福祉教育の推進
	2 ボランティアの育成・活動推進	ボランティア活動の推進 災害時のボランティア活動支援
	3 コーディネーターの養成・活動支援	コーディネート機能の強化
Ⅱ 人がつながる 仕組みづくり	1 支え合いによるネットワークづくり	支援が必要な人の見守り活動推進
		福祉員活動の推進
		生活支援コーディネーターによる地域支援
	2 相談支援体制と情報提供体制の充実	相談支援体制の充実
		情報提供体制の充実
	3 多様なニーズに応じた支援の提供	生活困窮者自立支援事業の実施
高齢者への支援		
障害者への支援 児童への支援 住民参加型在宅福祉サービスの充実		
Ⅲ 共に支え合う 地域づくり	1 地域における相互連携の強化	地域の団体・組織等との連携
		企業等の社会貢献の促進
		福祉関係事業所等との連携
		住民同士のつながりづくりの推進
	2 権利を擁護する事業の推進	権利擁護事業の推進
		法人後見事業の実施
		福祉サービスの苦情対応の体制整備
	3 地域で安心して暮らすための活動支援	福祉課題を把握し解決するための体制整備
		見守り活動を通じた防災への対応

基本目標Ⅰ 地域を支える 人づくり

活動目標1 福祉活動への住民参加促進

現状と課題

地域福祉を推進していくためには、地域において互助の活動を担う人材の確保・育成が重要です。

本市においても、地域における福祉活動の担い手が各分野で活動していますが、市民アンケート結果にも表れているように「地域での助け合いやボランティア活動等に参加していない」と回答した方が約8割を占めているのが現状です。また、その理由としては、「何をしたらよいかわからない」「経験がなく役に立てるとは思わない」といった回答が多く、活動のイメージがしっかり伝わっていないことが参加につながらない要因になっています。

こうしたことから、地域に潜在化している「助け合いやボランティア活動への参加意欲」を高め「参加」に結びつける取組みが必要とされています。

具体的な取組み（1） 地域福祉を担う人材の育成・支援

身近な地域の中で取り組むことができる福祉活動の機会やプログラムを提供すると同時に、その活動を住民にわかりやすく伝え、活動への参加を促進します。また、担い手の中から地域における福祉活動のリーダーを発掘・育成し、多様化する福祉ニーズに対応できる人材の育成を進めます。



子育て支援ボランティア講座

施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①地域で参加できる福祉活動の情報提供	→ 継続実施 →					広報紙、ホームページ、各メディアを活用
②福祉活動の担い手の育成を目的とした福祉講座の開催	準備→	→				ボランティア講座として実施

具体的な取組み（2） 福祉教育の推進

福祉活動を通じて子供から大人まで地域で暮らす全ての人々に、思いやりの心と助け合いの大切さを学ぶ機会を提供し、困った時にはお互いに助け合える地域づくりを推進します。

また、小・中・高等学校において、それぞれの成長過程に応じた福祉教育の支援を行い、福祉の心を育みます。



福祉教育研修会



ジュニア福祉員活動（街頭募金）

施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①地域福祉講座の開催		継続実施				モデル地区社会福祉協議会で実施
②ジュニア福祉員の活動支援		継続実施				地区社会福祉協議会と連携して支援
③福祉教育研修会の開催		毎年開催				年1回開催
④高校生を対象とした福祉教育の推進	準備					実施に向けた検討会の開催

活動目標2 ボランティアの育成・活動推進

現状と課題

地域におけるボランティア活動のニーズは年々多様化し、専門性の高いニーズも増加しています。一方で、ボランティアセンターによるコーディネート状況を見ると、ボランティアの人材がニーズに十分対応できていない現状にあります。

そうしたことから、ボランティアセンターが中心となって、多くの人ボランティアに関心を持ち、気軽に活動に参加できる体制の整備と、既存のボランティア団体・個人の活動の活性化を図る必要があります。

また、毎年の様に発生している豪雨や地震等の大災害の際に想定される、災害ボランティアセンターの開設に備えて、運営ボランティアの継続的な育成が重要です。

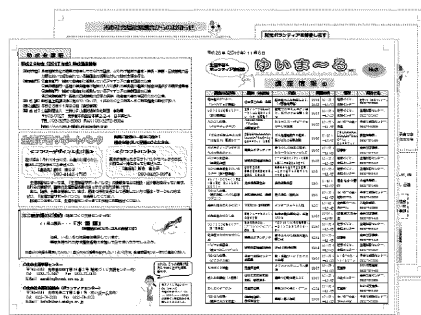
具体的な取組み（1）ボランティア活動の推進

ボランティアセンターを中心として、これからボランティアを始めたい個人やグループの立ち上げの支援を行うと同時に、各種講座、研修会、交流行事を実施し、ボランティアの育成と、既存の団体・個人の活動の場を広げていきます。

また、誰もが気軽にボランティアセンターを利用できるように、広報紙やホームページ、各種メディアを活用し、積極的にボランティア情報を発信します。さらに、市との連携の中で、各分野のボランティアに関する情報を共有し、ボランティアの育成とセンターの機能強化を図ります。



ボランティア交流集会



生涯学習&ボランティア情報「ゆいま〜る」

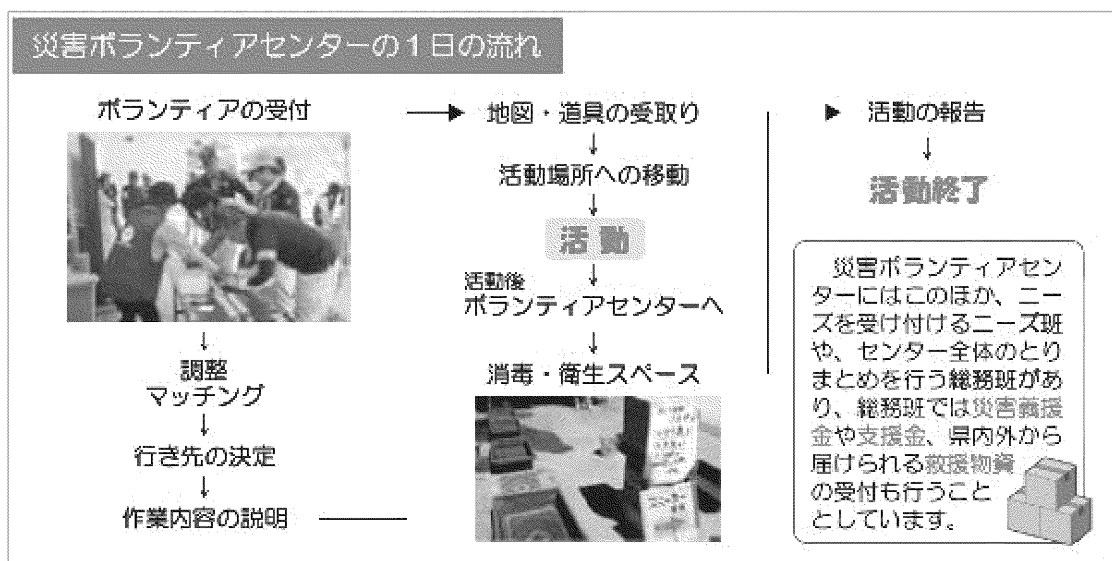
施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①ボランティア情報の提供		継続実施				広報紙「ゆいま〜る」、ホームページを活用
②ボランティア（個人・団体）の活動支援		継続実施				ボランティア情報の提供、保険の加入支援
③ボランティア講座の開催		毎年開催				ニーズの高い活動内容をテーマに開催
④ボランティア連絡協議会への支援		継続実施				会議の開催及び各種行事等への参加
⑤ボランティア交流会の開催		毎年開催				市内の団体・個人ボランティアを対象に年1回開催

具体的な取組み（2）災害時のボランティア活動支援

災害時におけるボランティア活動支援体制を強化するために、災害ボランティアの育成・登録を進めると同時に、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づいて、センターの設置・運営訓練を定期的に行うことで、運営ボランティアの育成に努め災害発生時に備えます。



災害ボランティアセンターリーダー研修会



施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①災害ボランティアの登録及び派遣調整		継続実施				登録の促進及び被災地のボランティアニーズの把握・調整 ※登録者数 169人（現在） → 200人（目標）
②災害ボランティアセンター設置・運営訓練の開催		毎年開催				災害発生時に備えて毎年開催

活動目標3 コーディネーターの養成・活動支援

現状と課題

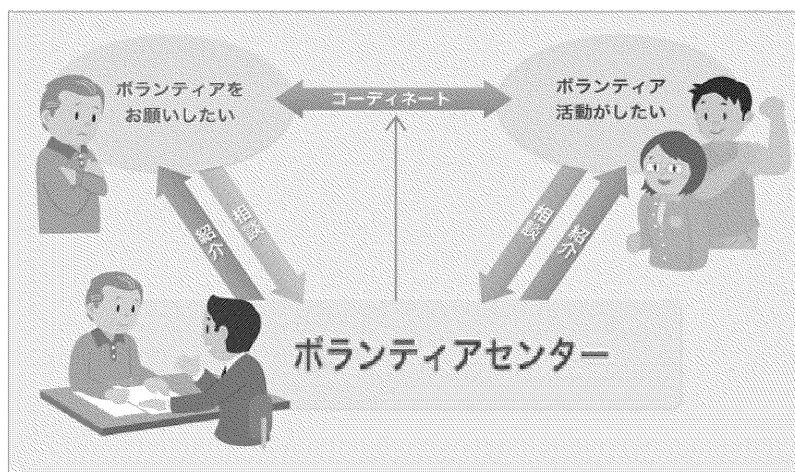
住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域の人材や社会資源を活用し、公的な福祉サービスと組み合わせた包括的・総合的な支援が必要とされています。

こうしたことから、従来のボランティアセンターにおけるボランティア活動のコーディネーターに加えて、地域で福祉課題を抱える人と担い手（支援者）のマッチングや地域のニーズに対応できるサービスの開発・普及を行う生活支援コーディネーターの育成が求められています。

具体的な取組み（1）コーディネート機能の強化

ボランティアセンターを拠点に活動するボランティアコーディネーターのスキルアップを図ると同時に、生活支援コーディネーターを育成し、相互に連携を図りながら地域の福祉ニーズへの対応に積極的に取り組みます。

〈ボランティアコーディネートの流れ〉



施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①ボランティアコーディネーターの配置		継続実施				地域の福祉ボランティアのニーズ調整
②生活支援コーディネーターの配置	配置					市内全域での生活支援コーディネーターとして育成・配置

基本目標Ⅱ 人がつながる仕組みづくり

活動目標1 支え合いによるネットワークづくり

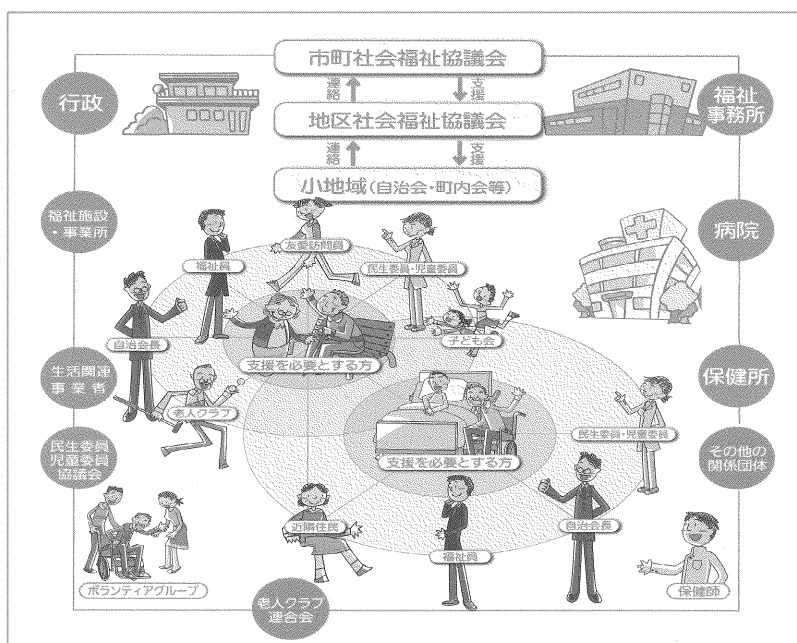
現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域における日常的な支え合いが必要です。現在、地域包括ケアシステムの構築が進められていますが、少子高齢化や核家族化、人口の減少等により、地域のつながりが希薄化する中で、ご近所同士の助け合いの仕組みを再構築し、日常的に高齢者や障害のある人、子育て家庭等への支援、さらには災害時の支援など、地域における支え合い活動を進めていく必要があります。

具体的な取組み（1） 支援が必要な人の見守り活動推進

市（地区）社会福祉協議会が推進している小地域ネットワークづくりの活動の中で、地域住民に参加を働きかけ、民生委員・児童委員、福祉員、自治会等のコミュニティ関係組織と連携して地域の見守りネットワークを強化し、地域で支援が必要な人の見守り体制を強化します。

〈見守り活動のイメージ〉



施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①小地域での見守りネットワークの強化	→ 継続実施 →					自治会等のコミュニティ関係組織との連携強化
②モデル地区指定による見守り活動支援	準備	実施	→		県社会福祉協議会の指定事業終了後に継続実施

具体的な取組み（2） 福祉員活動の推進

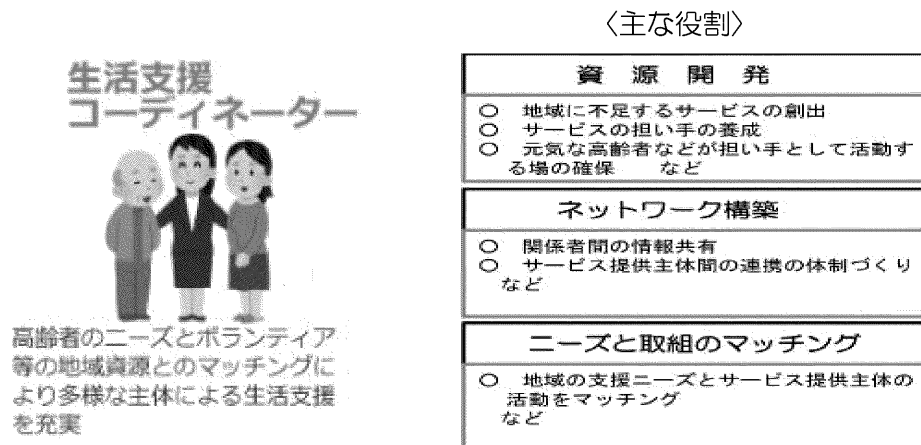
地域住民から選出され、小地域における「福祉活動の推進者」として高齢者の見守り活動等を行う福祉員を育成し、活動の活性化を図ります。

また、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、近隣の住民と連携して地域における見守り活動を推進すると同時に、福祉員の任期3年を目指し、地域での見守り活動等の福祉活動が継続的に行うことができるよう自治会に協力を求めます。

施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①福祉員研修会の開催	→ 継続実施 →					福祉員活動についての研修会を地区単位で開催
②一人暮らし高齢者を対象とした見守り訪問活動の実施	→ 継続実施 →					効果的な見守り活動の検討と重層的な見守り体制の整備

具体的な取組み（3） 生活支援コーディネーターによる地域支援

生活支援コーディネーターを配置し、地域の福祉ニーズや社会資源の把握、地域の関係組織・団体とのネットワークづくり、サービスの開発等を実施していくなかで、地域の互助意識を高め自ら活動に参加する仕掛けづくりとその受け皿づくりを積極的に行います。



施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①生活支援コーディネーターによる地域のニーズ把握	→					各地区社会福祉協議会やコミュニティ関係組織等との連携により実施
②地域における福祉活動を担う人材の把握及び育成	→					各地区の生活支援コーディネーターの発掘

活動目標2 相談支援体制と情報提供体制の充実

現状と課題

地域で安心して暮らすためには、困りごとを気軽に相談できる人や相談窓口（場所）の存在が重要ですが、近年、地域から寄せられる相談内容は多様化・複雑化し、単独の機関では対応が困難なケースも少なくありません。そのため、関係者が連携し可能な限り情報を共有しながら支援していく体制が必要です。

また、アンケート結果にも表れているように、地域福祉を推進していくための重要な要素として、福祉情報をわかりやすく提供することが求められています。

正しい情報をわかりやすく伝えることで、必要な福祉サービスの利用につながっていくことから、工夫を凝らした手法により、情報提供体制の充実を図る必要があります。

具体的な取組み（1） 相談支援体制の充実

相談しやすい窓口の設置運営を図ると同時に、地域から寄せられてくる様々な相談に適切に対応できる専門性・利便性の高い相談体制を図るため、各相談窓口間の連携強化と相談員の育成を図ります。

施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①各種相談窓口の周知	→ 継続実施 →					広報紙、ホームページを活用
②相談員研修会の開催	→ 継続実施 →					毎年開催

具体的な取組み（2） 情報提供体制の充実

地域住民に必要な福祉情報が提供できるよう、広報紙やホームページによる周知のほか、身近な地域で行われる行事や会議等を活用して、各種福祉制度やイベントの情報をわかりやすく迅速に伝えます。

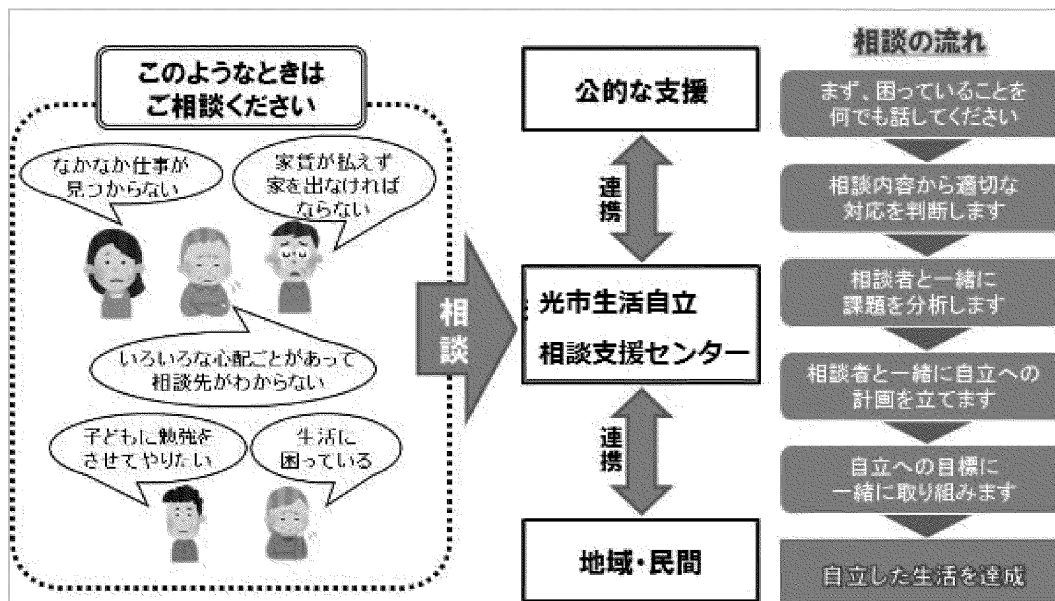
施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①広報紙・ホームページの内容充実	→ 継続実施 →					地域の行事や会議等も活用してPR
②情報のバリアフリー化促進	→ 継続実施 →					点字訳・音声訳の推進

具体的な取組み（3） 生活困窮者自立支援事業の実施

光市生活自立相談支援センターを拠点として、「生活」や「仕事」のことで悩みを抱えた生活困窮者の相談に対し、民生委員・児童委員や福祉員、自治会組織等の協力と、ハローワークや福祉事務所等の公的機関との連携により適切なサポートを行い、自立に向けた支援を行います。

また、支援を進めるなかで、相談者を支える地域づくりを推進し、地域福祉の向上を図ります。

〈センターにおける支援の流れ〉



施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①相談援助における関係機関との連携強化	→					連絡会議の定期開催
②相談員の育成	→ 継続実施					養成研修及び担当者会議への参加
③相談窓口の周知徹底	→ 継続実施					広報紙のほか民生委員・児童委員や福祉専門職を通じて実施

活動目標3 多様なニーズに応じた支援の提供

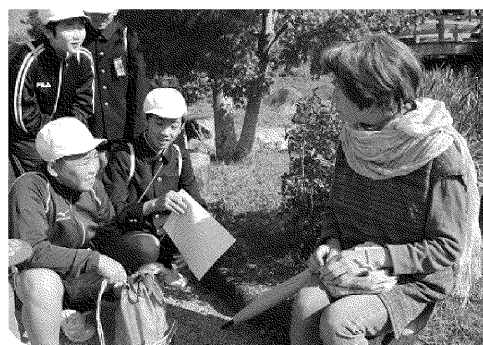
現状と課題

少子高齢化や核家族化により、互助の力が弱まり、支援を必要とする人が年々増加しています。そうした中、それらのニーズに対する福祉サービスが整備されてきていますが、すべてのニーズに対応できないのが現状です。

こうしたことから、誰もが住み慣れた地域で自立した生活が続けることができるよう、住民相互の助け合いを基本としたインフォーマルな福祉サービスを充実させていく必要があります。

具体的な取組み（1） 高齢者への支援

「ふれあい・いきいきサロンの推進」や「一人暮らし高齢者の見守り活動」「認知症高齢者への支援」など、現在実施されている各種サービスの拡充を図りながら、住民相互の助け合いによる新たな取組みを展開します。



認知症徘徊模擬訓練

施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①日常生活支援サービスの実施	→					モデル地区を指定して、移送・買い物サービス等の検討
②認知症高齢者を地域で支える取組みへの支援	→ 継続実施 →					各種講座や徘徊模擬訓練等の行事支援

具体的な取組み（2） 障害のある人への支援

地域で生活している障害者の自立支援と社会参加を促進するために「ふれあい交流行事の開催」や「コミュニケーション支援」などの取組みを、ボランティアの協力と住民の理解を得ながら障害者と共に進めます。



在宅障がい児者ふれあいのつどい



ボランティア講座（要約筆記）

施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①障害者との交流行事の開催	→ 継続実施 →					当事者のニーズに合った行事の開催
②コミュニケーション支援事業の実施	→ 継続実施 →					手話奉仕員及び要約筆記ボランティアの育成支援

具体的な取組み（3） 子どもへの支援

「子育てサロン活動」や「三世代の交流行事」への支援を継続するなかで、支援団体（組織）との協力関係を構築し、地域の子どもたちと子育ての世代が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

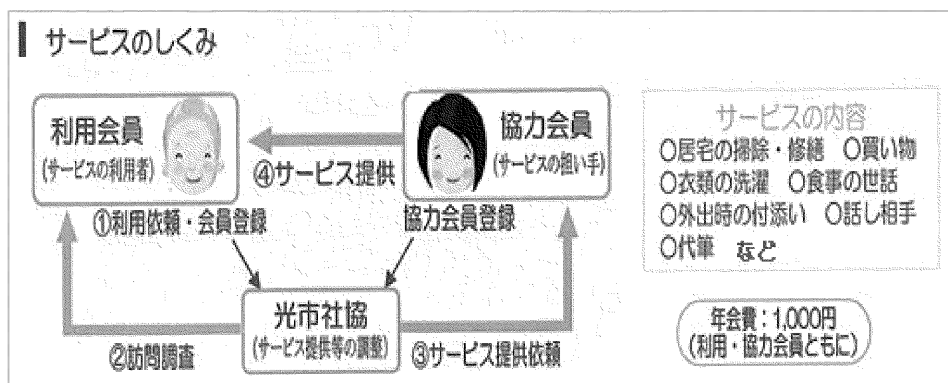


子育てサロン活動

施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①子育てサロンの支援	→ 継続実施 →					継続及び新規立ち上げ支援
②世代間交流事業の実施支援	→ 継続実施 →					地区社会福祉協議会を通じて支援

具体的な取組み（4） 住民参加型在宅福祉サービスの充実

地域の互助の取組みとして実施している「にこにこサービス」や「介護支援ボランティアポイント事業」等を地域住民に積極的にPRし、担い手の確保と利用促進を図ります。



施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①にこにこサービス事業の推進	→ 継続実施 →					介護支援ボランティアポイント事業と連携して展開
②介護支援ボランティアポイント事業の推進（生活支援の実施）	→					サポーターの確保及び利用の促進

基本目標Ⅲ 共に支え合う地域づくり

活動目標1 地域における相互連携の強化

現状と課題

福祉ニーズが多様化・複雑化するなかで、それらのニーズに対応するためには、福祉に限らず様々なサービスを提供する組織や団体・事業所との連携が重要です。近年、高齢者の孤死や児童虐待、引きこもり、DVなど深刻な社会問題は、地域における孤立が、要因の一つといえます。そのため、地域で活動する団体と生活関連の事業者、そして、地域の住民が連携を強化することで、課題を抱える人を早期に発見し必要なサービスにつなげていくことが重要です。

具体的な取組み（1） 地域の団体・組織等との連携

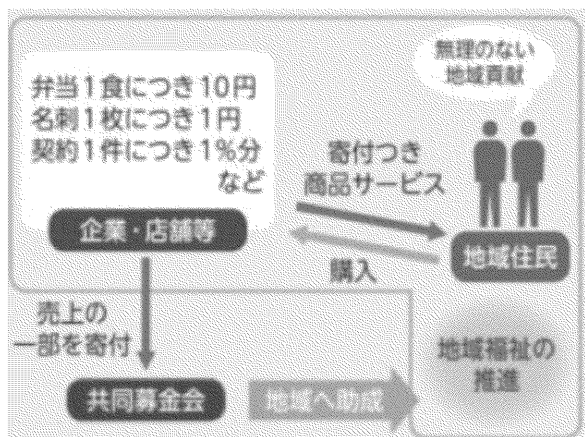
地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉員、コミュニティ関係組織等の地域組織と連携して多様化する地域の福祉ニーズへの対応について検討する場を設けます。また、単位自治会における互助の取組みを推進するため、福祉部（福祉活動を推進する組織）の設置について自治会に働きかけます。

施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①地域の団体・組織等との検討会の開催	→					モデル地区を対象に実施
②自治会内における福祉部の設置支援	→					モデル地区を対象に支援

具体的な取組み（2） 企業等の社会貢献の促進

企業ボランティア活動促進モデル事業（県社会福祉協議会の事業）や募金百貨店（共同募金会の事業）などの企業等と地域が協働で実施できる福祉活動を提案し、地域の一員である企業や労働福祉団体等の社会貢献活動への協力を求めます。また、その活動を広報紙やホームページで周知し、新たな企業等の参加を促進します。

〈募金百貨店の実施イメージ〉



※山口県共同募金会が推進するプロジェクト

施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①「企業ボランティア活動促進モデル事業」の周知及び支援	継続実施					指定事業の推進 ※指定事業所 3（現在） → 5（目標）
②企業と協働で実施する地域福祉活動の推進	継続実施					募金百貨店による企業等との協働事業により推進

具体的な取組み（3）福祉関係事業所等との連携

多様な福祉ニーズに対応するため、地域の福祉関係機関や事業者が地域の課題についての情報を共有する場づくりを進め、連携して解決に努めます。また、社会福祉法人の地域公益活動の中で、地域の福祉課題を解決するための新たな活動について検討します。

施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①地域福祉をテーマとした連絡会議等の開催	→					必要に応じて地区単位で開催
②地域公益活動についての検討会の開催	準備	実施	→			関係法人による検討会の開催

具体的な取組み（4）住民同士のつながりづくりの推進

地域の住民が集まって交流する「つながりの場づくり」は仲間づくりを促進すると同時に、見守りや支え合いの活動に発展することが期待でき、小地域の福祉活動の起点にもなることから、ふれあい・いきいきサロンなどの「つながりの場」を支援しながら、地域の支え合い活動を推進していきます。



ふれあい・いきいきサロンの様子

施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①ふれあい・いきいきサロンの活動支援						サロン活動の拡充 ※登録サロン 75（現在） 100（目標）

活動目標2 権利を擁護する事業の推進

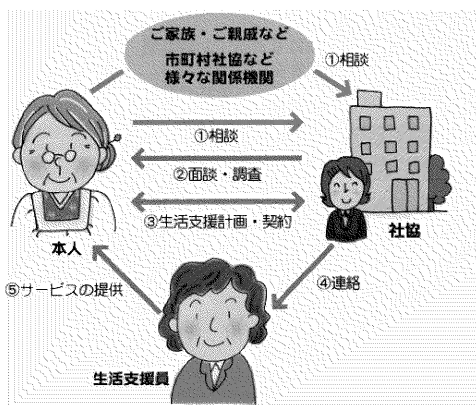
現状と課題

認知症の高齢者や知的障害者など判断能力が低下し、金銭管理が困難になった人や自らの判断で適切な福祉サービスを選択できない人たちが、地域の中で安心して生活を送るためには、権利を擁護し、自立した生活を支えていくための制度が必要です。そのため、そうした方々が安心して生活できるよう、「地域福祉権利擁護事業」の利用促進が図られていますが、利用者の判断能力がさらに低下し、成年後見制度による支援が必要になる事案も増加していることから「法人後見事業」の実施が必要です。また、そうした制度の充実を受けて、福祉サービスの利用者や家族からの苦情等を受け付ける相談窓口の整備と周知も重要になっていきます。

具体的な取組み（1）権利擁護事業の推進

地域福祉権利擁護事業の健全な実施を図るため、運営体制の整備と担当職員の資質向上に努めます。また、各地区で行われる会合での制度説明や広報紙・ホームページを活用し制度の周知を図ります。

〈サービスの流れ〉



〈サービスの内容〉

1. 福祉サービスの利用援助

- 福祉サービス利用開始・終了手続き。
- 福祉サービス利用料の支払い手続き など。

2. 毎日の暮らしに欠かせない金銭の管理

- 年金及び福祉手当等の受領に必要な手続き。
- 日常生活を送る上での各種支払い手続き など。

3. 大切な書類や印鑑などの預かり

- 年金証書や預貯金通帳などの重要書類と印鑑の預かり。

施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①地域福祉権利擁護事業の実施	→ 継続実施 →					運営体制の強化

具体的な取組み（2）法人後見制度の実施

判断能力の低下等により地域福祉権利擁護事業での支援が困難になった利用者に対し、法人後見事業で引き続いて支援を継続することにより、長期的な支援活動を展開し、利用者がいつまでも安心して暮らせる支援体制づくりを目指します。

施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
① 法人後見事業の実施	準備→	→				実施体制の整備と職員のスキルアップ

具体的な取組み（3）福祉サービスの苦情対応の体制整備

福祉サービスの利用者が、事業者に対して対等な立場で苦情や要望を伝えることができるよう、苦情相談窓口や第三者委員会等の既存の体制を継続的に周知し、気軽に苦情や相談ができる体制を整備します。

施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①各種福祉相談・苦情等の窓口の周知	→ 継続実施 →					広報紙、ホームページを活用
②各相談窓口の情報共有・連携強化	→					各相談員の連携強化

活動目標3 地域で安心して暮らすための活動支援

現状と課題

地域で安心して生活を送るためには、住民自身が地域の課題に気付き、自分たちで課題の解決について考えることが重要です。

また、犯罪や災害などの非常時における地域の助け合いも地域で安心して暮らすためには必要不可欠です。日常生活を安心・安全に送ることができるよう、普段から防犯・防災意識を高め非常時の体制を整備しておくことが重要です。

具体的な取組み（1）福祉課題を把握し解決するための体制整備

民生委員・児童委員や福祉員、自治会等との連携により、日常的な福祉課題を把握すると同時に、地区社会福祉協議会と協働で、住民同士が話し合える「住民座談会（ふれまちトーク）」を開催し、福祉課題の把握とその解決方法について検討し、地域での新たな福祉活動の実施や、次期福祉活動計画へとつなげていきます。

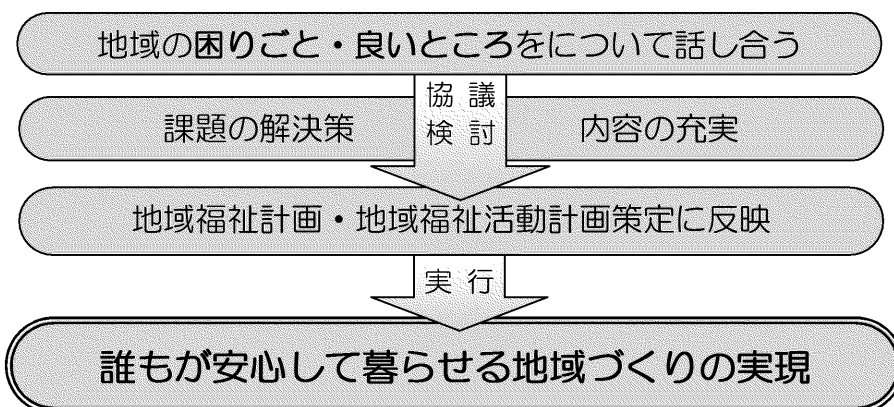


住民座談会（ふれまちトーク）でのグループワーク



参加者より出された地域の課題

〈住民座談会（ふれまちトーク）の実施イメージ〉



施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①住民座談会（ふれまちトーク）の実施	準備				計画化	次期計画策定を見据えて地区社会福祉協議会単位で開催

具体的な取組み（2） 見守り活動を通じた防災への対応

平常時の見守り活動は、災害発生時に備えた事前の実態把握にもつながります。個人情報
の取扱いやプライバシーの問題等で、把握が困難な場合もありますが、支援が必要な人への
見守り活動等を通じて災害時の必要な支援につなげていきます。

施策・事業内容	スケジュール					備考
	29	30	31	32	33	
①日常적인見守り活動を通じた災害時の支援体制づくり						福祉員研修会等での見守り活動関係者間の情報共有